

三芳町
公共施設マネジメント基本計画

令和3年3月
三芳町

目次

第1章	計画の概要.....	1
1.	計画策定の背景と目的、計画の位置づけ.....	1
2.	計画期間.....	2
3.	対象施設.....	3
4.	計画の構成.....	7
第2章	公共施設を取り巻く状況.....	8
1.	公共施設の整備状況.....	8
2.	公共施設の老朽化状況.....	10
3.	人口の変化の予測.....	11
4.	財政状況の変化.....	14
第3章	公共施設マネジメントの方針.....	16
1.	公共施設マネジメントについて.....	16
2.	6つの基本方針.....	16
3.	公共施設マネジメントの目標.....	19
第4章	分野別計画.....	20
1.	個別施設の適正化方針.....	20
2.	文化・社会教育施設.....	22
3.	体育施設.....	28
4.	保健福祉施設.....	29
5.	学校教育施設.....	39
6.	都市・上下水道施設.....	41
7.	行政施設・その他.....	42
8.	コミュニティ施設.....	46
9.	トイレ（公園等）.....	50
第5章	全体計画.....	52
1.	全体の配置方針.....	52
2.	地域別の配置方針.....	55
第6章	概算長期保全計画の概要.....	67
1.	概算長期保全計画の趣旨.....	67
2.	耐用年数の考え方.....	67
3.	概算長期保全計画の概要.....	67
4.	点検・修繕等の実施の考え方.....	68
第7章	適正化方策の効果検証.....	69
1.	目標に対する適正化方策の効果検証.....	69
2.	対策費用の縮減効果.....	70
第8章	公共施設マネジメントの推進方策.....	71
1.	財源確保対策.....	71
2.	公共施設マネジメント運用体制.....	72

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景と目的、計画の位置づけ

1-1. 計画策定の背景と目的

本町は昭和 40 年代からの急速な人口増加に合わせて、多くの公共施設が建設されてきました。今後、これらの施設を維持していくためには、毎年度の維持管理・運営費用だけでなく、老朽化に伴う改修や更新費用が必要となります。また、これからの人口減少社会への流れとともに、利用者の減少も見込まれており、限られた財源の中で適切な公共サービスを確保していくために、施設の規模や運営手法を見直す必要があります。

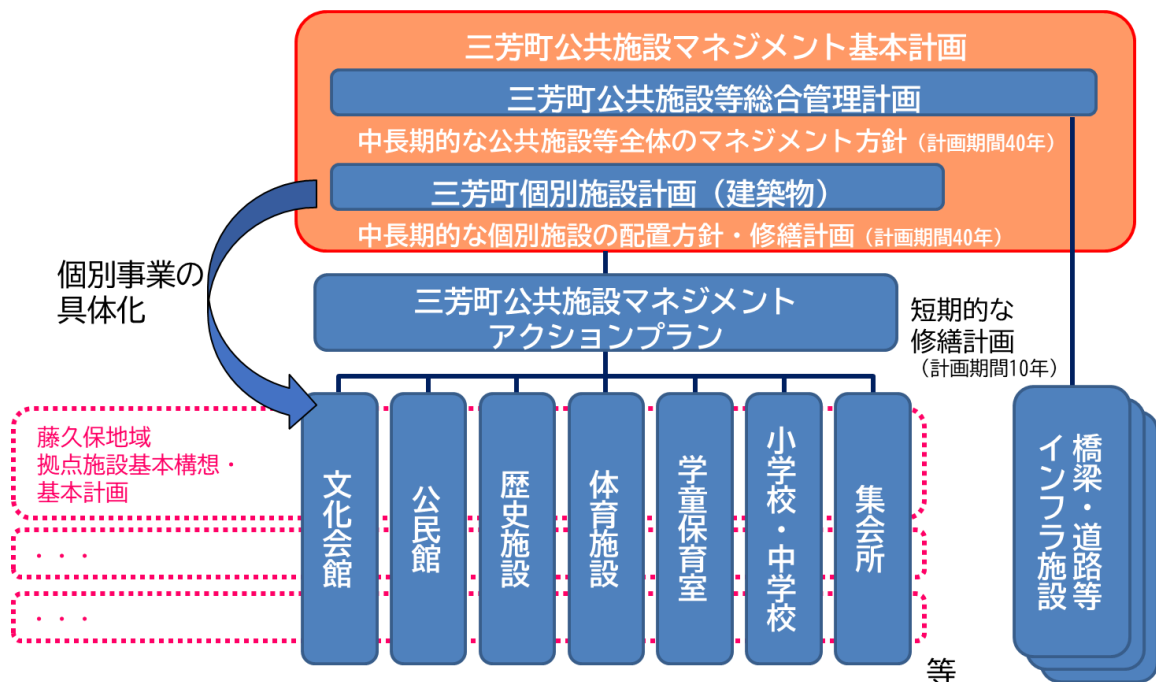
こうした状況の中、本町では平成 25 (2013) 年に公表した公共施設マネジメント基本方針、平成 26 (2014) 年度に公表した公共施設マネジメント基本計画を統合し、平成 26 (2014) 年 4 月 22 日付け「総財務第 75 号」で総務省から策定要請のあった「公共施設等総合管理計画」に相当する計画として「三芳町公共施設マネジメント基本計画改訂版(公共施設等総合管理計画)(以下、「前計画」と言う。)」を改訂しました。この計画では、更新施設と維持管理方針についての町の考え方や、分野(施設)ごとの更新における方針や実現手法を示しています。

そして、平成 30 (2018) 年度には公共施設マネジメントに向けた短期的な修繕計画として「三芳町公共施設マネジメント第 1 期アクションプラン」を策定しました。現在は藤久保地域拠点施設整備事業を進めています。

本計画は、改訂から 5 年が経過した、「三芳町公共施設マネジメント基本計画改訂版(公共施設等総合管理計画)」を見直すとともに、中長期的な個別施設の配置方針・修繕計画を取りまとめた「個別施設計画」を策定し、両計画を包括する「三芳町公共施設マネジメント基本計画」として取りまとめたものです。

1-2. 計画の位置づけ

本計画は、公共施設及びインフラ施設の総合的で計画的な維持管理・運営を進めることを目的とした計画です。中長期的な公共施設等全体のマネジメント方針である「三芳町公共施設等総合管理計画」及び、中長期的な個別施設の配置方針・修繕計画である「三芳町個別施設計画(建築物)」を包括する計画となっています。



図：公共施設マネジメント基本計画の位置づけ

2. 計画期間

本計画の計画期間は、令和3（2021）年から令和42（2060）年までの40年間とし、概ね5年に一度見直しを行います。見直しを行う際には、総合計画や都市計画マスタープラン等の上位・関連計画の内容を踏まえたものとしします。

計画期間：令和3（2021）年から令和42（2060）年の40年間

	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032
総合計画	第5次 後期基本計画			第6次総合計画（計画期間未定）									
都市計画 マスタープラン	都市計画マスタープラン												
公共施設マネジメント基本計画 （公共施設等総合管理計画）	公共施設マネジメント基本計画												
個別施設計画	反映・整合				反映・整合	●中間見直し						●中間見直し	
公共施設マネジメントアクションプラン	第1期									第2期			
							●第2期アクションプラン策定						

図：上位・関連計画を踏まえた見直しの流れ

3. 対象施設

本計画のうち、公共施設等総合管理計画では、三芳町が保有・管理する学校や図書館、公民館や集会所等の公共施設に加えて、道路や上下水道等のインフラ施設を対象とします。

個別施設計画では、そのうち公共施設（建築物）を対象としており、橋梁や道路等のインフラ施設に関しては、個別に長寿命化計画等（平成 30（2018）年に「舗装の個別計画」、令和元（2019）年に「三芳町橋梁長寿命化修繕計画」を策定済み）を策定します。

表：対象施設

区分	主な施設	施設数
公共施設（建築物）		
文化・社会教育施設	文化会館・公民館	8
体育施設	体育館	2
保健福祉施設	保健センター・学童保育室・保育所	19
学校教育施設	小中学校	8
都市・上下水道施設	浄水場、ポンプ場	2
行政施設・その他	庁舎・出張所・清掃工場・商工会館・農業センター・給食センター	7
コミュニティ施設	集会所	26
トイレ（公園等）	トイレ	17
合計		89

分野	総延長・数	出典元
インフラ施設		
道路 （国道・県道を除く全ての道路）	126.6km	舗装の個別施設計画 （平成 30 年 3 月）
橋梁	611.09m（25 橋）	三芳町橋梁長寿命化修繕計画 （令和元年 12 月）
上水道配管	137.76km	三芳町水道事業経営戦略 （平成 31 年 3 月）
下水道配管（雨水）	103,671.53m	一般下水道台帳作成業務委託報告書 （令和 2 年 2 月）
下水道配管（汚水）	124,674.61m	公共下水道台帳作成業務委託報告書 （令和 2 年 2 月）

■公共施設（建築物）一覧

本計画の対象となる公共施設一覧を以下に示します。なお、以下の施設は前計画策定時に町が保有していた公共施設及びそれ以降に建設された公共施設を示しており、グレーハッチの施設は既に廃止されています。（令和3（2021）年3月末時点）

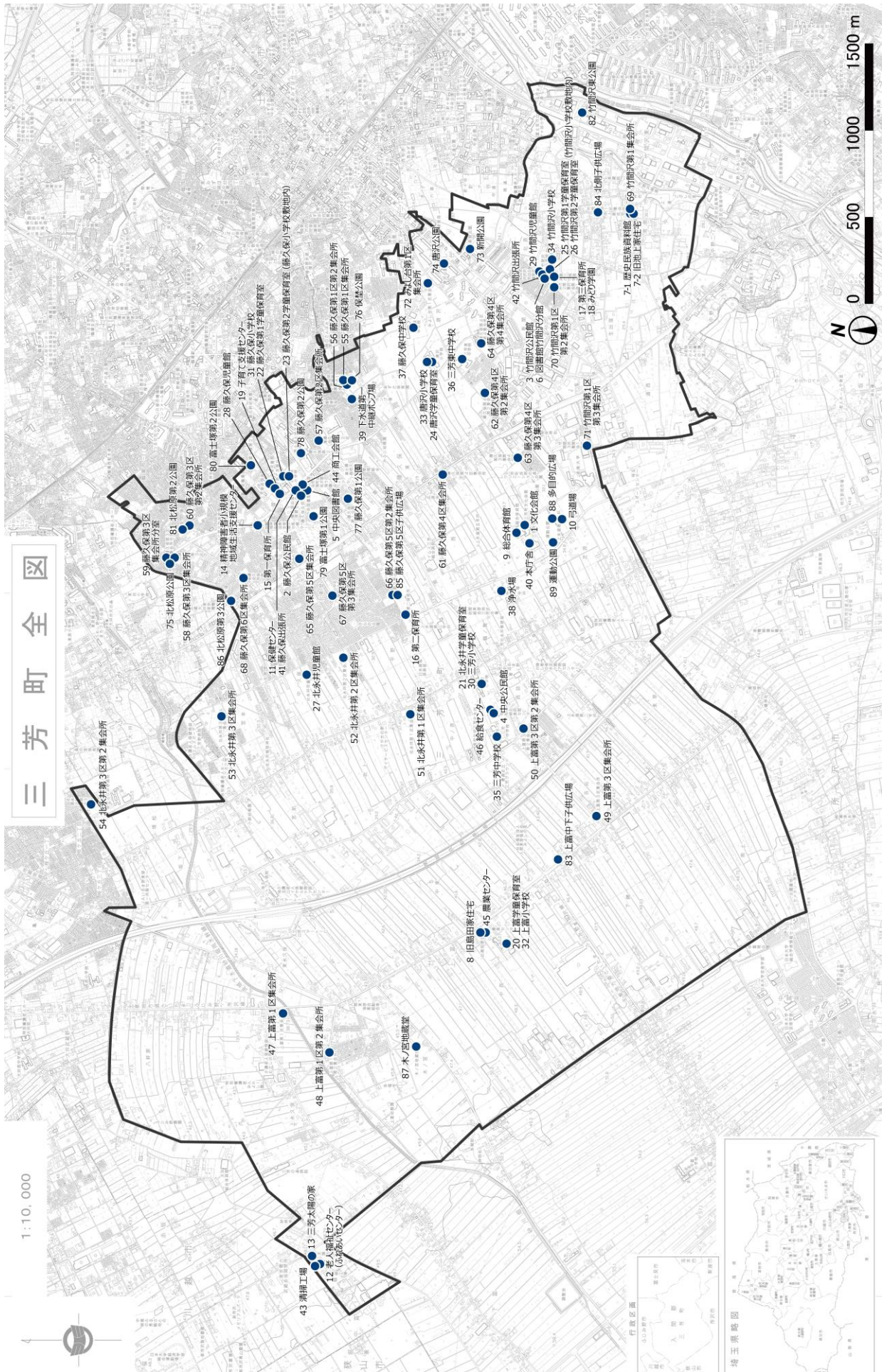
分類	番号	施設名	設置年	延床面積（㎡）
文化・社会教育施設	1	文化会館	2001	3,881.67
	2	藤久保公民館	1983	1,201.10
	3	竹間沢公民館	1992	1,019.19 ^{*1}
	4	中央公民館	2015	1,402.51
	5	中央図書館	1990	1,305.46
	6	図書館竹間沢分館	1992	(25.00)
	7-1	歴史民俗資料館	1986	969.29 ^{*2}
	7-2	旧池上家住宅	1988	(211.99)
	8	旧島田家住宅	1996	179.87
施設 体育	9	総合体育館	2006	5,984.61
	10	弓道場	2001	251.00
保健福祉施設	11	保健センター	1979	492.00 ^{*3}
	12	老人福祉センター（ふれあいセンター）	1977	714.01
	13	三芳太陽の家	1991	535.58
	14	精神障害者小規模地域生活支援センター	2004	213.60
	15	第一保育所	1972	789.48
	16	第二保育所	1979	635.50
	17	第三保育所	2015	1,274.36
	18	みどり学園	1990	139.94
	19	子育て支援センター	2001	112.62
	20	上富学童保育室	上富小学校併設	
	21	北永井学童保育室	三芳小学校併設	
	22	藤久保第1学童保育室（藤久保小学校敷地内）	1998	163.96
	23	藤久保第2学童保育室	藤久保小学校併設	
	24	唐沢学童保育室	唐沢小学校併設	
	25	竹間沢第1学童保育室（竹間沢小学校敷地内）	1987	79.49
	26	竹間沢第2学童保育室（竹間沢小学校敷地内）	2010	115.93
	27	北永井児童館	1985	393.70
	28	藤久保児童館	1981	310.37
29	竹間沢児童館	1992	404.52	
学校教育施設	30	三芳小学校	1969	6,570.64
	31	藤久保小学校	1971	8,124.66
	32	上富小学校	1972	3,574.05
	33	唐沢小学校	1975	6,269.38
	34	竹間沢小学校	1981	5,435.67
	35	三芳中学校	1973	5,858.14
	36	三芳東中学校	1977	7,119.10
	37	藤久保中学校	1984	6,490.53
施設 上下水道 都市・	38	浄水場	1970	3,772.78
	39	下水道第一中継ポンプ場	1982	264.26

分類	番号	施設名	設置年	延床面積 (m ²)
行政施設・その他	40	本庁舎	1994	9,544.80
	41	藤久保出張所	1979	(63.57)
	42	竹間沢出張所	1992	97.14
	43	清掃工場	1973	282.92
	44	商工会館	1981	197.00
	45	農業センター	1981	312.19
	46	給食センター	2015	2,445.32
コミュニティ施設	47	上富第1区集会所	1999	276.84
	48	上富第1区第2集会所	1985	72.87
	49	上富第3区集会所	1990	282.13
	50	上富第3区第2集会所	2007	92.29
	51	北永井第1区集会所	1985	186.87
	52	北永井第2区集会所	1984	301.53
	53	北永井第3区集会所	2001	327.52
	54	北永井第3区第2集会所	1992	77.01
	55	藤久保第1区集会所	1982	282.75
	56	藤久保第1区第2集会所	2012	134.15
	57	藤久保第2区集会所	2008	344.48
	58	藤久保第3区集会所	2020	132.54
	59	藤久保第3区集会所分室	1990	49.68
	60	藤久保第3区第2集会所	2004	280.89
	61	藤久保第4区集会所	1985	283.62
	62	藤久保第4区第2集会所	1987	74.52
	63	藤久保第4区第3集会所	1989	69.56
	64	藤久保第4区第4集会所	1992	124.20
	65	藤久保第5区集会所	1981	92.47
	66	藤久保第5区第2集会所	1995	275.10
	67	藤久保第5区第3集会所	2007	190.15
	68	藤久保第6区集会所	1986	262.02
69	竹間沢第1区集会所	1987	315.12	
70	竹間沢第1区第2集会所	2006	134.98	
71	竹間沢第1区第3集会所	1990	62.10	
72	みよし台第1区集会所	1989	280.72	
トイレ(公園等)	73	新開公園	1987	3.36
	74	唐沢公園	1979	9.45
	75	北松原公園	1995	3.60
	76	俣埜公園	1983	3.59
	77	藤久保第1公園	2015	5.35
	78	藤久保第2公園	2015	1.03
	79	富士塚第1公園	2017	5.41
	80	富士塚第2公園	2015	5.41
	81	北松原第2公園	2018	5.60
	82	竹間沢東公園	1997	16.33
	83	上富中下子供広場	2005	10.32
	84	北側子供広場	1999	1.78
	85	藤久保第5区子供広場	2013	1.03
	86	北松原第3公園	2019	5.60
	87	木ノ宮地藏堂	1988	10.27
	88	多目的広場	2008	65.02
	89	運動公園	1987	32.91

- ※1：竹間沢公民館の延床面積には、図書館竹間沢分館の面積を含んでいます。
 ※2：歴史民俗資料館の延床面積には、旧池上家住宅の面積を含んでいます。
 ※3：保健センターの延床面積には、藤久保出張所の面積を含んでいます。

三芳町全図

1:10,000

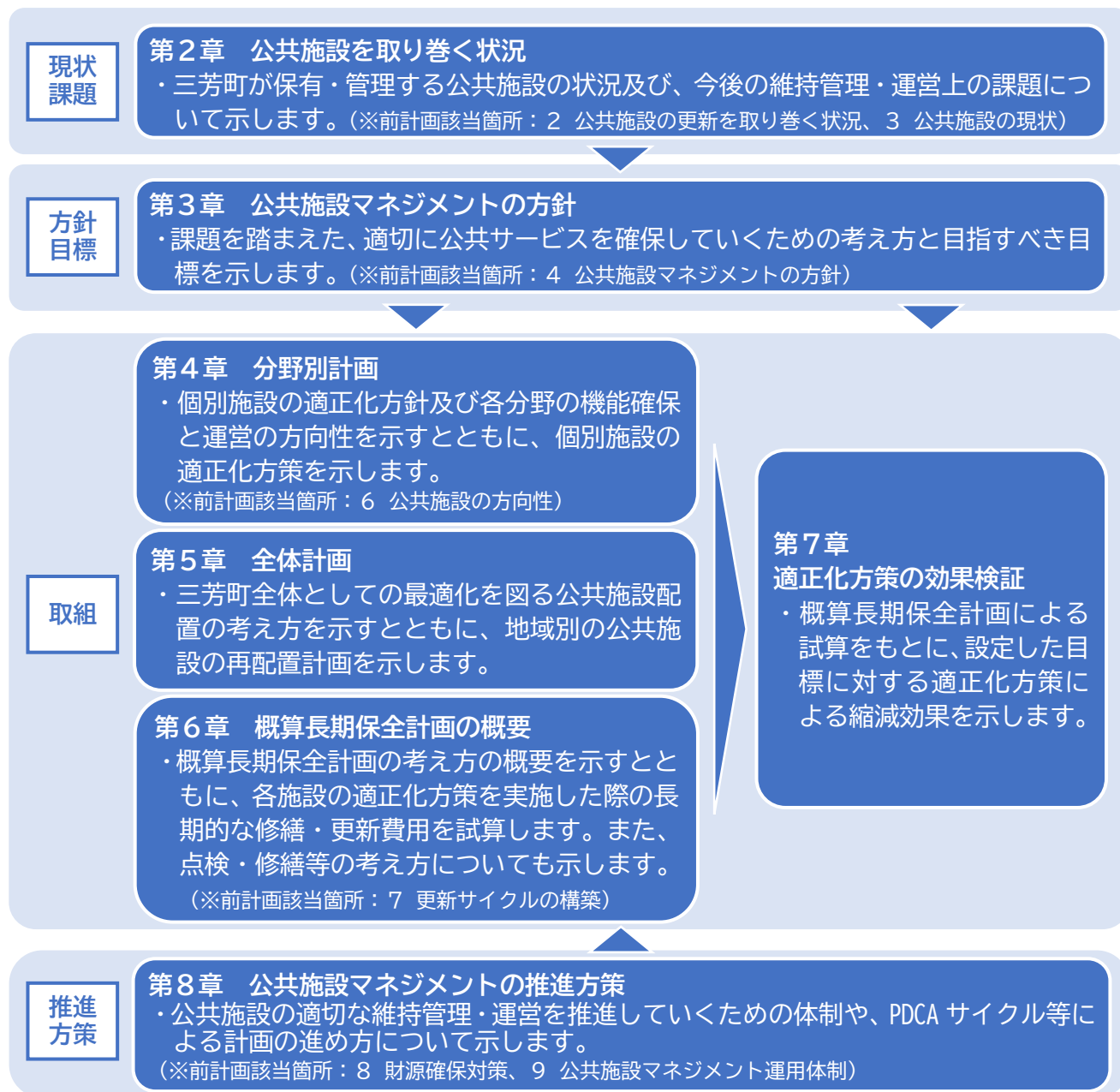


図：公共施設の配置状況

4. 計画の構成

本計画は以下のような構成となっています。

また、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に該当する箇所は以下の表の通りです。



表：公共施設マネジメント基本計画と公共施設等総合管理計画・個別施設計画との関係

章	公共施設等 総合管理計画	個別施設計画
第1章 計画の概要	●	
第2章 公共施設を取り巻く状況	●	
第3章 公共施設マネジメントの方針	●	
第4章 分野別計画		●
第5章 全体計画		●
第6章 概算長期保全計画の概要		●
第7章 適正化方策の効果検証		●
第8章 公共施設マネジメントの推進方策	●	

第2章 公共施設を取り巻く状況

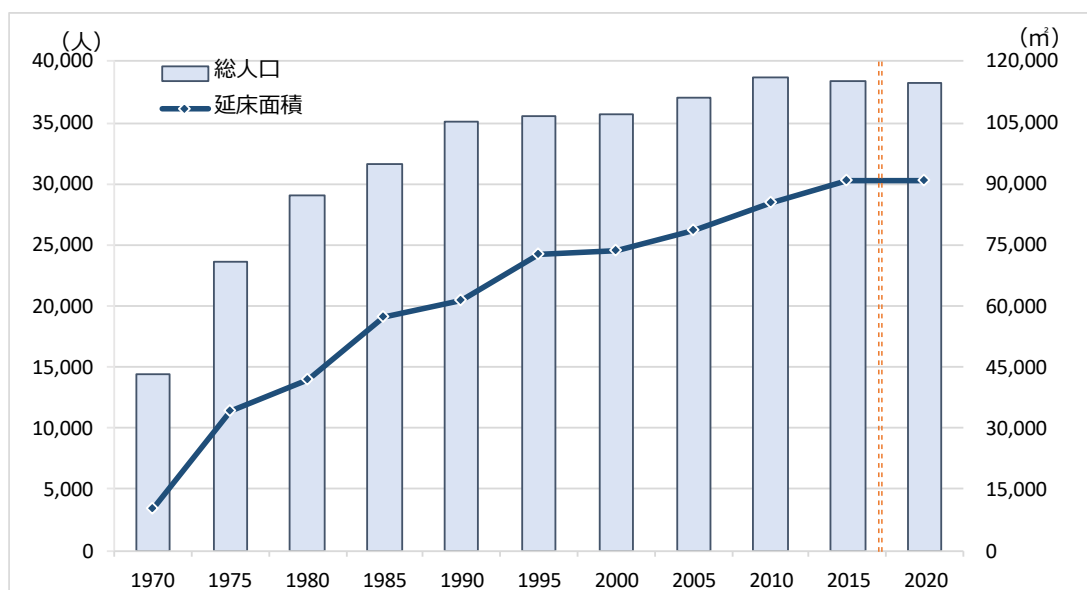
1. 公共施設の整備状況

1-1. 人口推移と公共施設の整備状況

本町の人口は、昭和 45（1970）年から昭和 55（1980）年にかけて急増し、その後も人口増加を続けてきました。しかし、近年人口がピークを迎え、人口減少に転じています。

また、現在所有している公共施設の多くも、人口が大きく増加した昭和 45（1970）年～昭和 60（1985）年頃にかけて建設されました。

【総人口の推移及び公共施設の建設年別延床面積（累計）】



※公共施設の延床面積については、現状設置されている施設の建設年をもとに整理。

※トイレ（公園等）及び令和 3（2021）年 3 月末時点で廃止されている施設は含まない。

〈出典〉総人口 昭和 45（1970）～平成 27（2015）年：総務省統計局「国勢調査」（10 月 1 日現在）
令和 2（2020）年：埼玉県「住民基本台帳年報」（9 月末日現在）

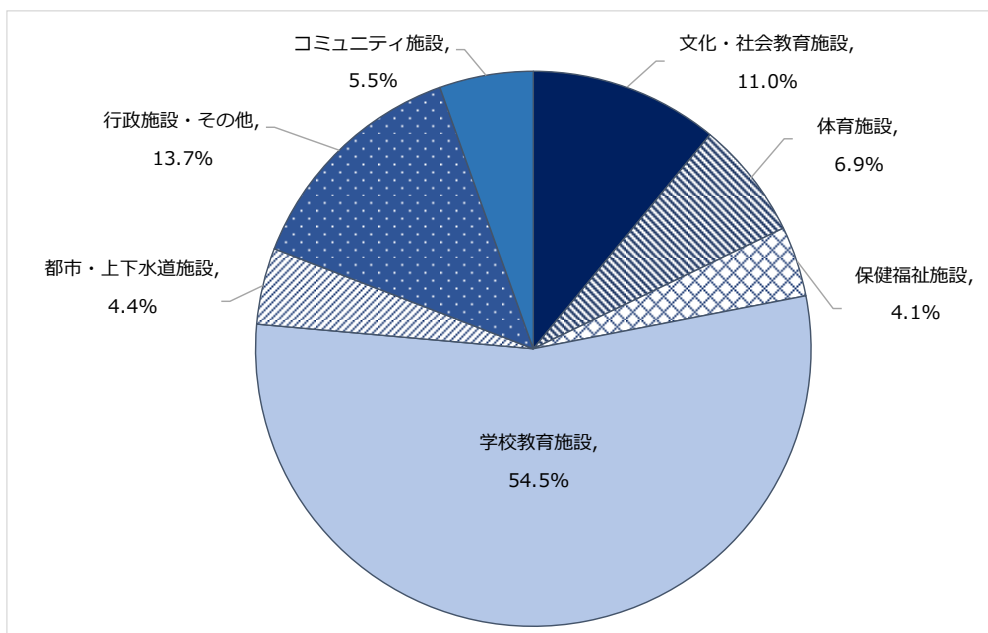
1-2. 分野別の公共施設の保有状況

本町で令和 3（2021）年 3 月末時点で設置されている公共施設の延床面積は約 90,758 ㎡となっています。保有する公共施設の延床面積の 54.5%が学校教育施設であり、次いで 13.7%が行政施設・その他、11.0%が文化・社会教育施設となっています。また、有形固定資産減価償却率は、平成 29（2017）年には 58.5%でしたが、平成 30（2018）年には 60.1%となっています。

※有形固定資産減価償却率：減価償却累計額／取得価額で算出される、資産取得からどの程度経過しているかを全体として把握するための指標。数値が大きいほど、資産の取得からの経過期間が長く、施設が老朽化し、資産価値が減少していることを表している。

	平成 29（2017）年度	平成 30（2018）年度
有形固定資産減価償却率	58.5%	60.1%

【公共施設（延床面積）の内訳】



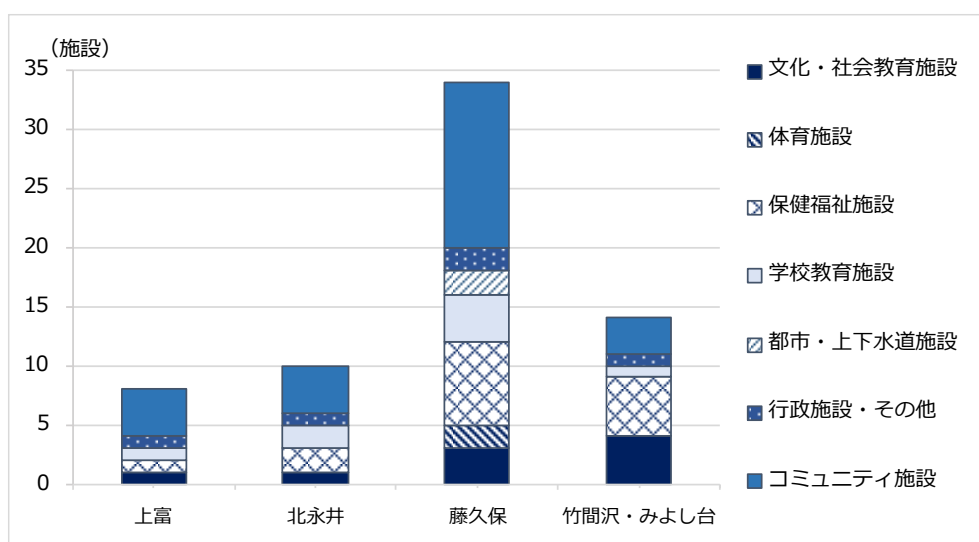
※トイレ（公園等）及び令和3（2021）年3月末時点で廃止されている施設は含まない。

1-3. 地域別の公共施設の配置状況

本町では、人口が集中している藤久保地区に多くの公共施設が立地している状況です。

藤久保地区には庁舎や、他地区にはない体育施設等の全町的に使用できる施設等があり、行政機能を中心に多くの施設が集積しています。一方で、上富地区には農業センター、北永井地区には中央公民館と給食センターの複合施設が設置されています。また、竹間沢・みよし台地区には竹間沢公民館を中心とした複合施設や歴史民俗資料館が設置されています。

【地区別の公共施設の配置状況】

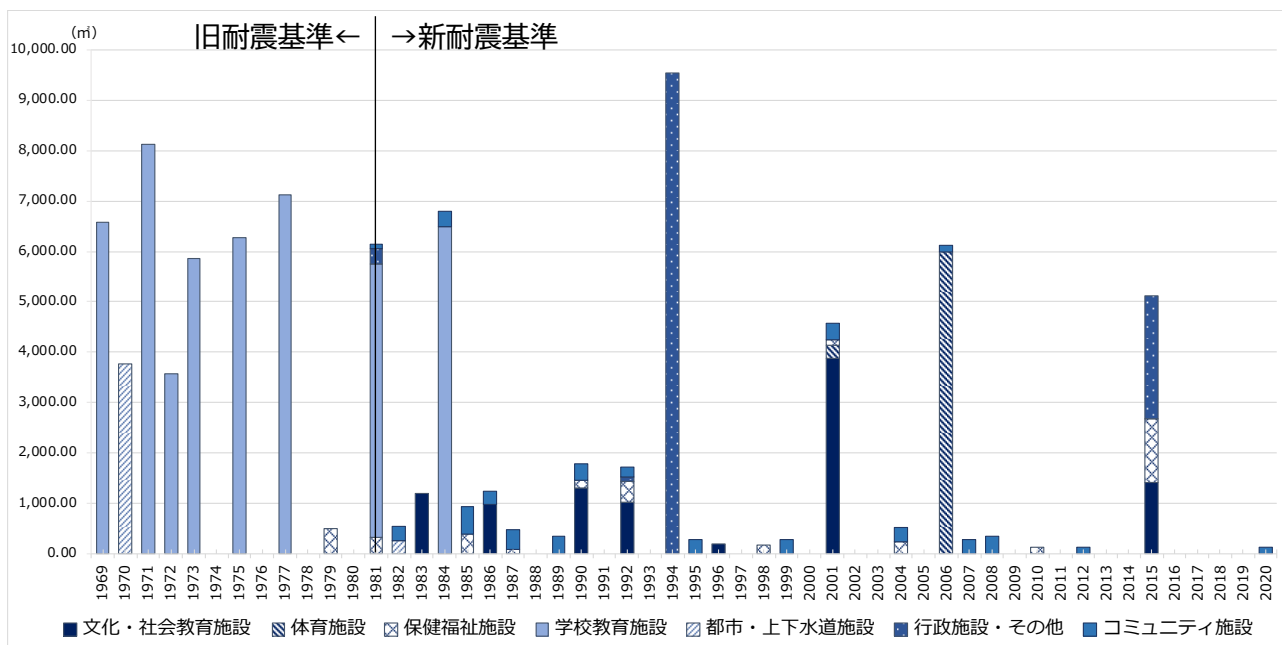


※トイレ（公園等）及び令和3（2021）年3月末時点で廃止されている施設は含まない。

2. 公共施設の老朽化状況

本町では、昭和 44（1969）年から昭和 56（1981）年にかけて多くの公共施設が整備されており、現在保有している施設の 50%以上がこの時期に整備されました。これらの施設は、建設から既に 40 年以上が経過しています。旧耐震基準の施設については、耐震診断を行っており、耐震化が必要な施設に関しては既に耐震化を実施しています。

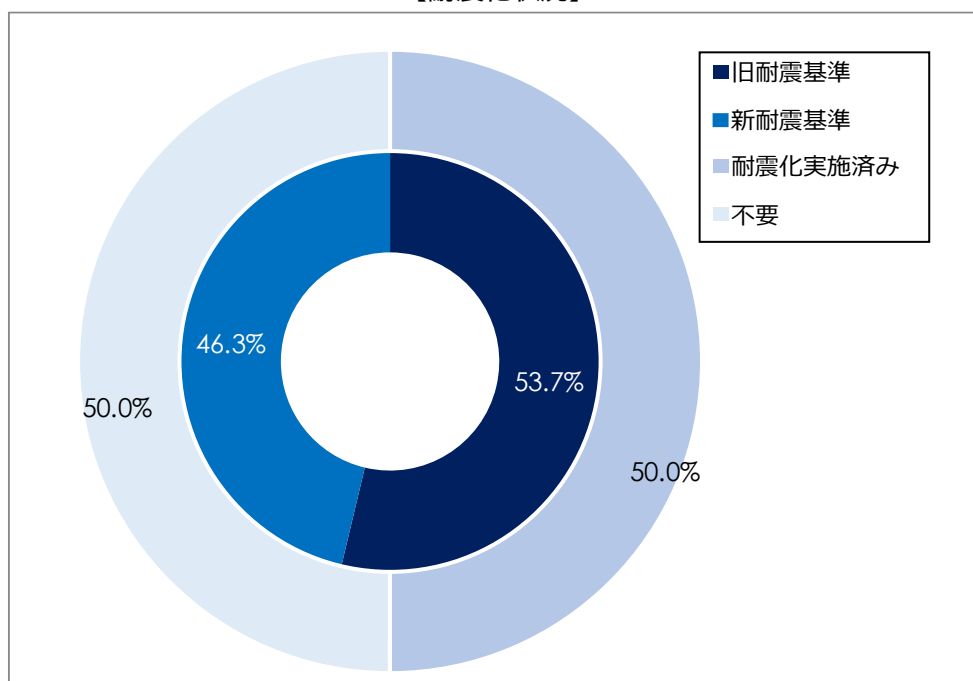
【建設年別延床面積】



※現状設置されている施設の建設年をもとに整理。

※トイレ（公園等）及び令和3（2021）年3月末時点で廃止されている施設は含まない。

【耐震化状況】



※トイレ（公園等）及び令和3（2021）年3月末時点で廃止されている施設は含まない。

3. 人口の変化の予測

人口規模や人口構成に応じて、公共施設の利用ニーズは変化すると考えられます。そこで、将来人口の推計結果を踏まえて、公共施設をマネジメントしていく必要があります。

- ・総人口：令和 42（2060）年時点で、現状から約 1 万人減少することが想定されます。地域別に見ると、藤久保地区はしばらく増加が見込まれるものの、上富・北永井地区、竹間沢・みよし台地区は大幅に減少することが想定されます。そのため、人口の変化（総数や年齢構成等）をきめ細かく把握しながら、必要な施設を適切に確保し、その時代のニーズにあった公共サービスを提供していくことが求められます。
- ・年齢別人口：14 歳以下、15-64 歳は減少傾向が続くことが想定されます。また、65 歳以上についても令和 27（2045）年ごろまでは増加傾向にありますが、その後は減少していくことが予測されるため、需要の変化に対応できるよう、多機能的に使用できる施設等の整備も検討していく必要があります。
- ・児童・生徒数該当年齢人口：児童数・生徒数ともに、今後急速に減少することが想定される学校があるため、子どもたちのよりよい教育環境を確保するために、統合を検討するとともに、学校教育施設の適切な規模の確保や多機能的に使用できる施設等の整備も検討していく必要があります。

コラム 将来人口推計の考え方

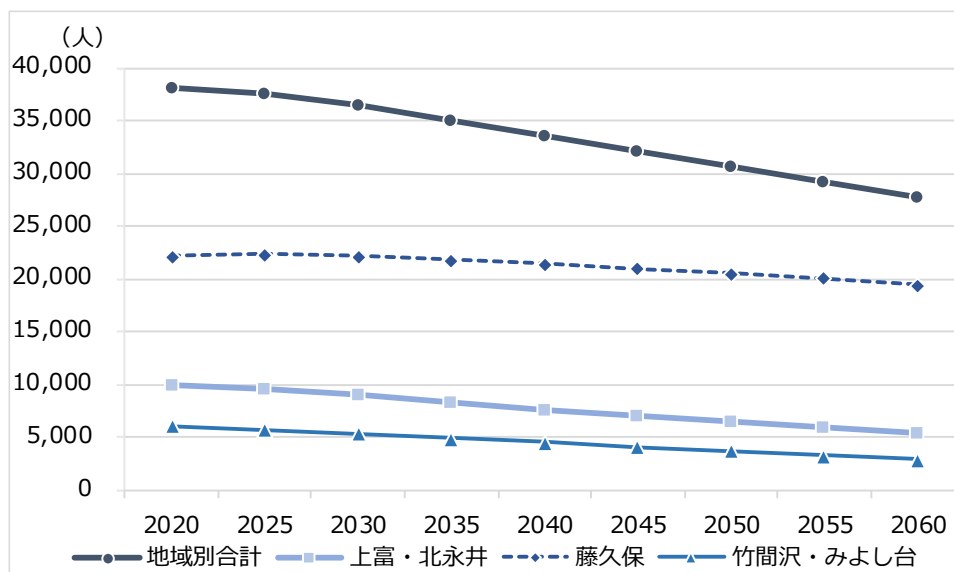
年齢別人口の加齢に伴って生じる年々の変化をその要因（出生・死亡や人口移動）ごとに計算して将来人口を求めるコーホート要因法を使用し、近年の人口の動向や地理的なまとまりを考慮し、町内を 3 つの地域に分けて推計を行いました。

項目	概要
推計方法	コーホート要因法
基準人口	2019 年 4 月 1 日現在（住民基本台帳人口）
推計期間	2020～2060 年
推計単位（地域分け）	上富・北永井地区、藤久保地区、竹間沢・みよし台地区
各種仮定値の設定	近年の三芳町の動向が継続すると仮定して、推計を実施

コーホート要因法による推計にあたっては、「生残率」、「純移動率」、「子ども女性比」、「出生性比」の変数について仮定値を設定する必要があります。今回の推計にあたっては、以下の考え方で仮定値を設定しています。

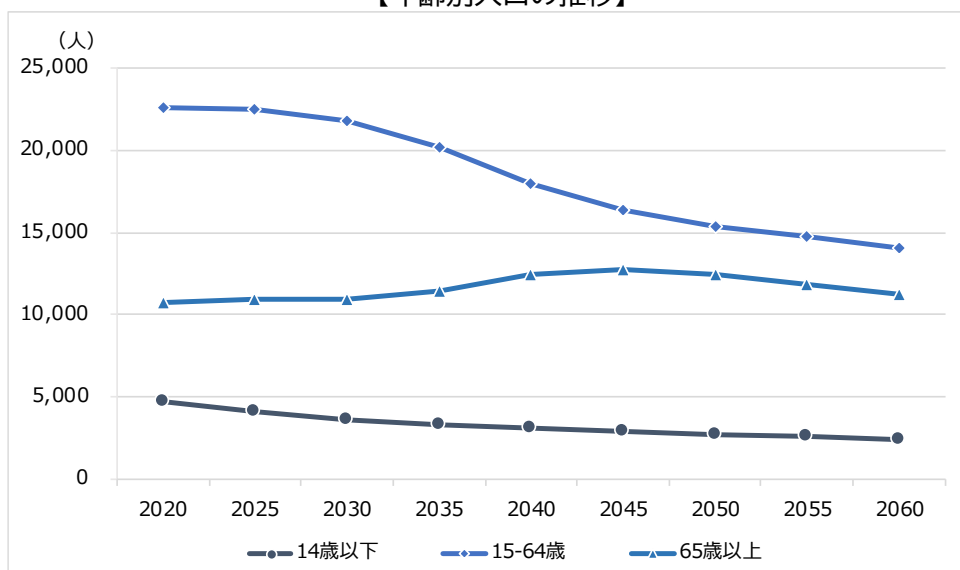
変数	仮定値設定の考え方
生残率 （全地域共通で設定）	『日本の将来推計人口』（国立社会保障・人口問題研究所平成 29 年推計）の中位の仮定値を採用
純移動率 （地域別に設定）	2010 年以降（2010→2011～2018→2019）の純移動率の平均が続くと仮定
子ども女性比 （地域別に設定）	直近（2019 年）の子ども女性比（0 歳人口／15～49 歳女性人口）が続くと仮定
出生性比 （全地域共通で設定）	『日本の将来推計人口』（国立社会保障・人口問題研究所平成 29 年推計）の仮定値を採用

【地域別総人口の推移】



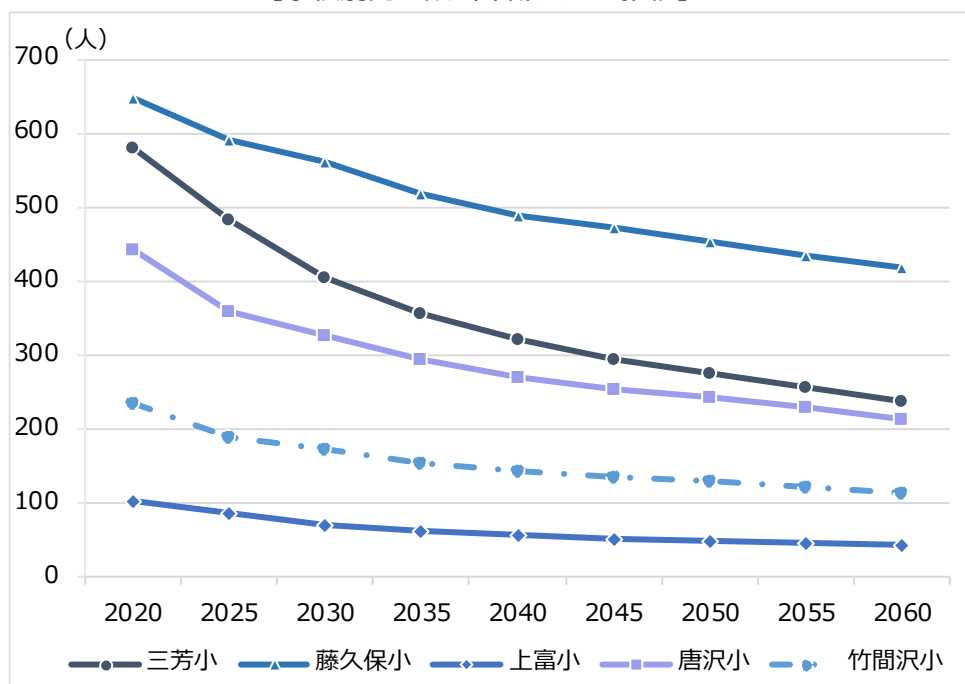
※三芳町において、過去のトレンドをもとにコーホート要因法を用いて推計。
 (基準人口：平成 31 (2019) 年 4 月 1 日現在)

【年齢別人口の推移】



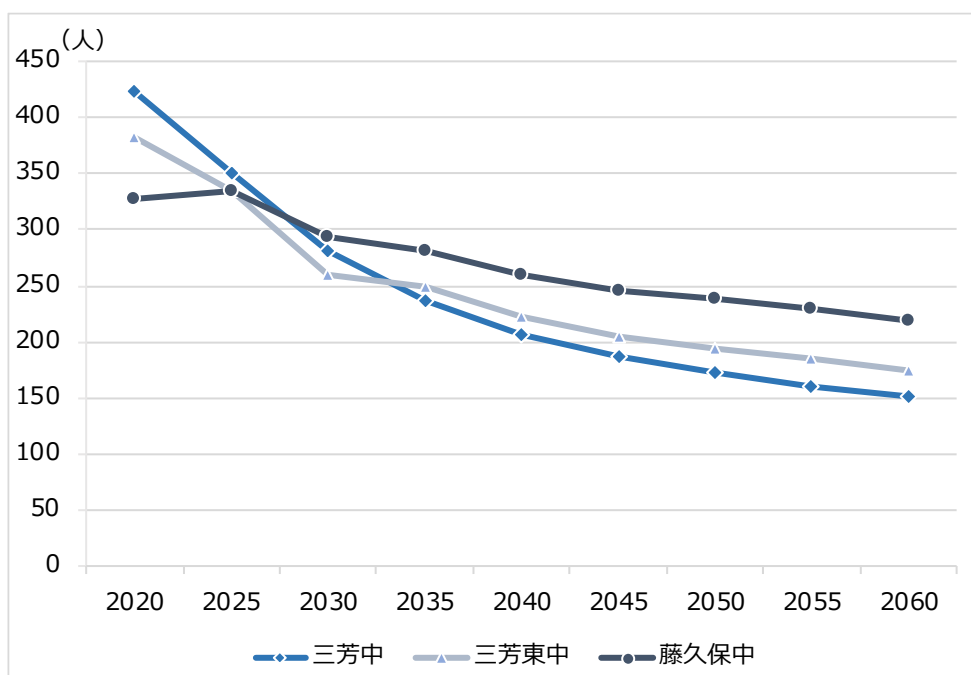
※三芳町において、過去のトレンドをもとにコーホート要因法を用いて推計。
 (基準人口：平成 31 (2019) 年 4 月 1 日現在)

【学校別児童該当年齢人口の推移】



※三芳町において、過去のトレンドをもとにコーホート要因法を用いて推計。
 (基準人口：平成 31 (2019) 年 4 月 1 日現在)

【学校別生徒該当年齢人口の推移】



※三芳町において、過去のトレンドをもとにコーホート要因法を用いて推計。
 (基準人口：平成 31 (2019) 年 4 月 1 日現在)

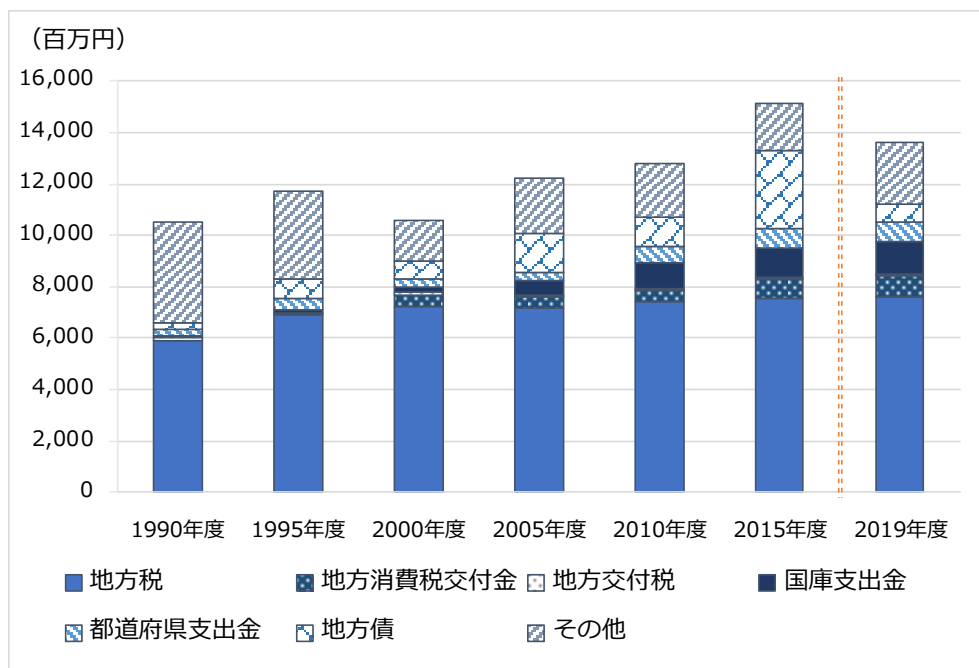
4. 財政状況の変化

4-1. 歳入の推移

平成 17 (2005) 年度以降、歳入は増加傾向にあります。歳入の 50%以上を占める地方税は大幅な増加は見られません。

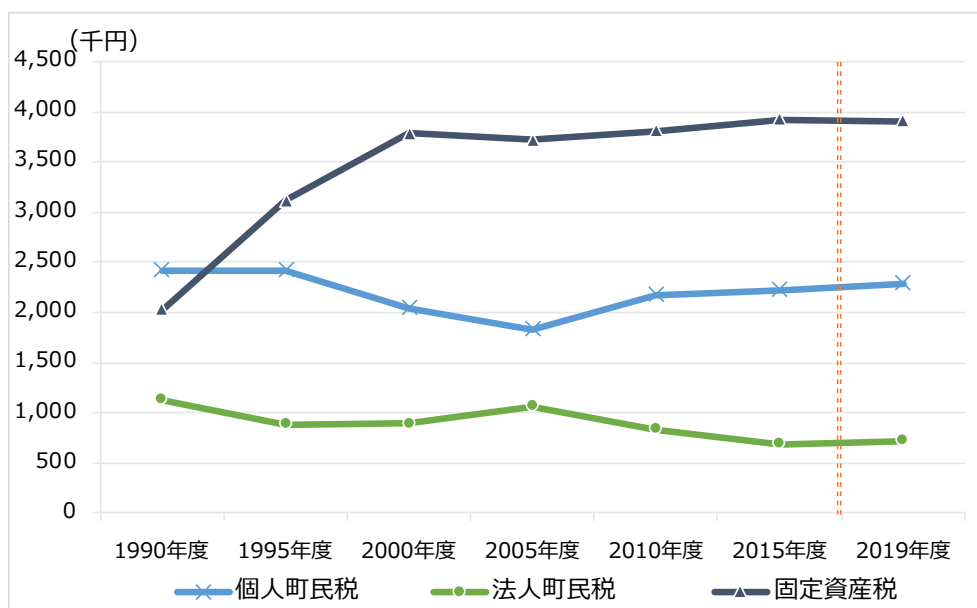
また地方税の内訳を見ると、個人町民税、法人町民税、固定資産税ともに横ばいで推移しており、今後人口減少が進めば、地方税が減少することも想定されます。

【歳入の推移】



<出典>三芳町「決算カード (歳出・歳入)」

【地方税 (内訳) の推移】



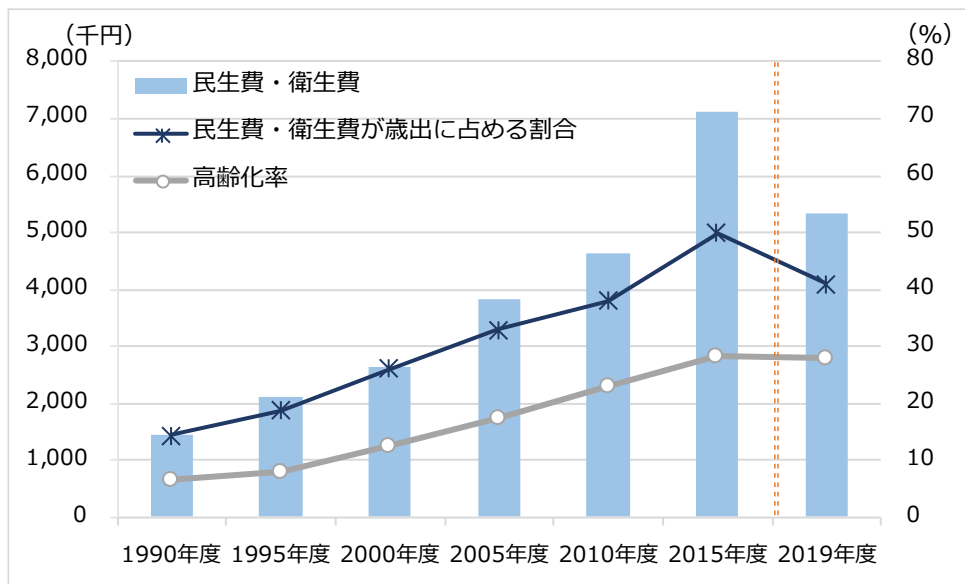
<出典>三芳町「決算カード (歳出・歳入)」

4-2. 社会保障費の推移

高齢者の増加により、医療・介護等の分野にかかる民生費及び衛生費の合計は増加傾向にあり、歳出に占める割合も増加傾向にあります。

大幅な税収の増加が見込めない厳しい財政状況の中でも、こうした社会保障費の確保と公共施設等の維持管理・更新を両立していくために、公共施設の総量の適正化が求められます。

【民生費・衛生費と高齢化率の推移】



<出典> 民生費及び衛生費：三芳町「決算カード（歳出・歳入）」

高齢化率 平成2（1990）～平成27（2015）年：総務省統計局「国勢調査」（10月1日現在）

令和元（2019）年：埼玉県「町(丁)字別人口調査」（9月末日現在）

4-3. 維持管理・更新等に係る経費の推移

公共施設の更新費用や修繕費等を含む投資的経費※は、年次により変動が大きく、近年では平成26年度の約31.6億円が最も大きく、平成29年度の約0.7億円が最も小さくなっています。6年間の投資的経費の平均は、約7.9億円となっています。

【投資的経費（公共施設）の推移】

(千円)		平成26 (2014)年 度	平成27 (2015)年 度	平成28 (2016)年 度	平成29 (2017)年 度	平成30 (2018)年 度	令和元 (2019)年 度
投資的経費 (公共施設) 更新・新規	庁舎	5,845	2,490	36,018	12,777	9,345	8,002
	小中学校	381,273	347,331	74,796	41,516	25,365	143,696
	その他	2,776,949	638,774	55,885	11,724	59,307	138,434
	合計	3,164,067	988,595	166,699	66,017	94,017	290,132

※投資的経費：道路・橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備に要する経費であり、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費からなる。ここでは、道路・橋りょう、公園等のインフラ施設の整備に要する経費は含まず、公共施設（建築物）に対する経費のみを整理している。

第3章 公共施設マネジメントの方針

1. 公共施設マネジメントについて

公共施設のマネジメントとは、施設配置の最適化や管理・運営の効率化、施設の有効活用を図り、財政力に応じた施設更新サイクルを実現する戦略的な施設経営と考えることができます。

同時期に急速に建設されてきた公共施設やインフラ施設は、老朽化も同時に進んでいるため、その更新時期を分散させる等、実行性の高い施設更新サイクルを実現する必要があります。また、令和2（2020）年の新型コロナウイルスの感染拡大により、リスクへの対応の必要性が再認識されましたが、今後も予測できない新たなリスクが生じる可能性がなくなることはありません。そのため、社会情勢に応じた多様なリスクに配慮し、住民が安心かつ快適に利用できる環境を維持しながら、いかに健全な施設運営や施設配置の最適化を実現させるかが、重要な課題となります。

そこで、この公共施設マネジメントの構築にあたっては、公共施設のあり方、方向性に関して次の6つの総合的な視点から検討を進めることとします。

本計画に基づき、個別の公共施設の適正化方策を進めるとともに、橋梁や道路等のインフラ施設に関しては、個別の長寿命化計画等に基づき、予防保全的な維持管理を進め、安全性の確保を図ります。

2. 6つの基本方針

方針1：施設の長寿命化

① 予防保全的修繕・改修計画

これまでの修繕・改修には、対症療法的な要素が強く、破損、損傷等が明らかとなった際に実施される場合が多々生じています。この方式では予算的な予測も立てづらく、結果として非効率な修繕を重ねる場合もあり、効率的な維持管理とはいえません。施設の長寿命化を図る上では、老朽化、劣化状況を把握する中で予防保全的観点による計画的な修繕・改修を実施し、その耐久性を維持していくことが必要となります。また、利用者の安全性を確保するために、万一の事故・災害に遭遇したときに損害を最小限にとどめ、迅速に復旧する体制を平時から整えるとともに、危険性が高いと認められた施設に関しては、適切な修繕対応を迅速に行うこととし、特に危険性が高い施設に関しては安全性が確保されるまでの間、供用停止も検討します。

② 計画的修繕・改修における財政計画

予防保全的な修繕・改修を計画的に進めるためには、それを裏付ける財政計画が必要となります。施設によっては大規模な改修となる場合もあり、十分な財源確保が求められます。そのため、大規模改修には事前に検討組織を設置し、建替えた場合との費用比較や必要な改修範囲、施設の耐久目標等、様々な視点からの検討による判断が求められます。

③ 定期点検等の実施

安全で快適な施設を確保するために、常に施設の状況を把握していく必要があります。老朽化の進行度や劣化状況が計画の進行に影響を及ぼさないかどうか、定期点検を実施する等の情報収集体制が重要となります。

方針2：地域核の形成

① 学校施設の地域拠点化から地域核の形成への転換

学校施設は建物・敷地ともに大きな面積を有することから、これまでは、学校施設の地域拠点化を方針として掲げ、学校を地域の核となる施設として位置づけてきました。

一方で、各地域では、学校施設に限らず、公民館を中心とする複合施設等の一定程度の規模を有する施設や、住民の地域活動の拠点となっている施設が見られるとともに、それらの施設がある程度まとまったエリアに近接しています。

そこで、今後は、核とする施設を固定するのではなく、各地域の生活を支える公共サービスの集約を進めるエリアとして地域核を形成します。地域核は、各地域の生活を支える施設が集積しているエリアを基本とし、さらなる公共施設の集約を進めることで、住民の生活利便性を高める方針へと転換します。

②地域核における施設間の機能の有機的結合

地域核においては、近接する施設同士の複合化や統合による利便性や空間効率の向上を図るとともに、学校施設の余裕教室等の空きスペースの有効活用や、利用者特性に応じた時間による空間の機能転換、柔軟な空間利用を想定した設計等の長期的なニーズの変化に対応しやすい施設整備等により、有機的に利用可能な空間形成を進めます。そうした機能の有機的結合により、住民の生活の利便性を向上することはもちろん、住民同士の世代を超えた交流等を生み出し、コミュニティ機能強化へとつなげます。

方針3：施設の複合化と機能集約

①施設評価

施設は、人口の増減やニーズの多様化等、様々な社会情勢の変化に応じて、その求められる役割も変化しています。そのため、必要性、効率性、有効性、公平性等、多様な視点から施設の設置効果を評価していくことが必要となります。その評価により、各公共施設のあり方を見極めていかなければなりません。

②施設の複合化

施設の更新を検討する上では、限られた敷地で最大の効果を生み出す施設への発展を検討していく必要があります。そのため多目的な利用を可能とする施設や設備の設置、利用形態の柔軟性を追求しなければなりません。財政状況を考慮する中で適正な公共施設の配置環境を実現する上でも、今後の施設の整備では複合化が前提になると考えられます。

③施設の機能集約

健全な施設の更新サイクルを実現するためには、財政体力に応じた適切な規模の施設の保有が求められます。必要な機能を他の施設で維持することで、施設の統廃合を進めていくことも重要な決断となります。住民サービスを低下させることなく、施設のスリム化を図ることが、健全な公共施設マネジメントを実現させることにつながります。

④広域利用

町域の枠を超えた施設の相互利用は、投資の集中化を実現することもでき、自治体の財政負担軽減だけでなく、高いサービスの実現も促すこととなります。既に、図書館、体育施設、清掃工場（ふじみ野市・三芳町環境センター）で実現されていますが、その対象施設や対象自治体の拡大を検討するだけでなく、新施設整備における広域共同整備についても検討を進めていく必要があります。

方針4：効率的な運営手法

①適正な人員配置の実現

施設の運営コストにおいて、人件費の占める割合は大きいものとなっています。効率的な管理体制を追求することにより、人件費を抑えることが適正な運営コストにつながるものとなります。職員管理体制のスリム化、指定管理者制度や管理委託、民営化といった管理体制を検証していく必要があります。

②運営コストを意識した施設

施設の長寿命化を実現するためにも、長年にわたり維持管理が必要となることから、そのコストを抑える設計、設備が求められます。また、管理体制だけでなく、民間活力の活用等の少ないコストで大きな効果が求められるような運営手法を追求していくことも重要であり、財政状況が厳しくなる中、その負担を軽減させる施設運営を実現していかなければなりません。

③施設使用料の適正化

利用者の負担（受益者負担）と住民全体の負担（税財源）のバランスに配慮し、使用料の適正化について検討する必要があります。この使用料は、健全な施設運営においても必要なものとなります。検討の際には、使用料を見直すルールを明確にすることが重要となります。

方針5：公民連携の推進

①公民連携による施設整備

施設の老朽化や劣化により、安全性やサービスの提供の確保が難しくなった際に、建替え等による施設の更新をしなければならない時が訪れます。施設を更新する手法として、PPP/PFI※方式等の公民連携の可能性について十分に検討する必要があります。大規模投資が難しくなりつつある時代に、いかに施設の整備を実現できるのかが、大きな課題となります。

※PPP：Public-Private-Partnership（官民連携）の略。公共サービスの提供に民間が参画する手法であり、民間の多様な技術やノウハウを活用・連携することにより、行政サービスの向上等を図ろうとする考え方。

※PFI：Private-Finance-Initiativeの略。PPP手法の一つ。民間の資金や経営ノウハウ、技術等を活用することにより、公共施設の運営や維持管理を行う手法。

②民間活力の導入

上質なサービス実現、効率的な運営等、民間活力の導入による様々な効果が期待されます。従来の手法と比較する中で、その効果を十分に検証し、積極的な民間活力の導入を図ることが重要となります。

方針6：ユニバーサルデザイン※化の推進（方針追加）

①バリアフリー※化の推進

公共施設の修繕や建替え時には、共生社会の構築に向けた確実なバリアフリー化や、ユニバーサルデザインへの配慮を推進し、様々な利用者の視点から、安全性、快適性、利便性に配慮した整備を行うことが重要となります。

※ユニバーサルデザイン：「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」という考え方を踏まえ、年齢、性別、身体、言語等に関係なく、できる限りすべての人が利用できるように配慮して、環境や建物、製品等をデザインする考え方。

※バリアフリー：多様な人が社会に参加する上での障壁（バリア）をなくす考え方。高齢者や障がい者をはじめとした様々な人の円滑な移動や施設の円滑な利用を確保するための整備だけでなく、各人が多様な人のことを思いやるこころのバリアフリーの考え方が広がっている。

②誰もが理解できるサインの導入

子どもから高齢者、障がい者、外国籍の人等、公共施設は多様な人が利用する施設です。そのため、ピクトグラム※の導入や多言語化対応等による、誰もが理解できるサインの導入を推進することが重要となります。

※ピクトグラム：言葉によらない目に見るだけで案内を可能とする案内用図記号。日本では製品の種類や寸法、品質等を定めた国家規格の案内用図記（JIS）や国際規格（ISO）がある。

③利用者特性に応じた配置計画の実施

公共施設の建替え時には、プライバシー保護に配慮した窓口や個室の確保等、利用者特性に応じた配置計画を実施し、誰もが安心して利用できる環境を整える必要があります。

3. 公共施設マネジメントの目標

人口減少、少子高齢化に対応しながら、適切な公共サービスを維持していくために、前計画において設定した3つの公共施設マネジメントの目標を引き続き目指します。

1 新規施設を建設しない原則（インフラ整備を除く）

施設の新規建設は原則行わないものとします。ただし、施設の老朽化による更新は必要に応じて行います。また、社会ニーズの変化に対応するために、施設の新規建設が必要な場合は、他の施設との複合化や、用途転換を容易に行える施設設計等、施設総量を増やさず柔軟な利用ができる整備手法を検討します。

2 施設総量の縮減

今後の人口減少・高齢化や、それに伴う厳しい財政状況等を踏まえると、現在保有する全ての公共施設を今後も更新していくことは厳しい状況と考えられます。そのため、人口減少に伴う利用者の減少に応じて、公共施設の規模や配置の最適化を図ることで、公共施設の総量を縮減することとし、以下の縮減目標を設定します。

また、公共施設の廃止等により創出される資産については、売却を検討し、公共施設マネジメントを展開するための資金を捻出します。

- ・施設全体の延床面積を15%縮減
- ・施設全体の敷地面積を8%縮減（削減による施設更新費用の捻出）

3 施設の統合・整理・縮小

稼働率が低い施設やニーズに合わなくなった施設等、施設のあり方を再考する必要性が認められる施設については、施設の統合・整理・縮小を検討します。

【学校施設の更新】

多額の更新費用が予測される学校施設は、その更新時期の分散化を図ることで、更新サイクルの実現性を高めます。しかし、全ての学校施設の更新を果たしていくことは財政的にも困難であることから、少子高齢化が加速する中で、児童数・生徒数の減少に合わせた統合の可能性を検討していく必要があります。

第4章 分野別計画

1. 個別施設の適正化方針

1-1. 適切な公共サービスを確保するための規模と配置の最適化

人口減少、少子高齢化が進行することで、施設利用者の減少や地域ニーズの変化が想定されます。また、実際の整備時には、社会情勢の変化により顕在化するリスク等にも配慮することが必要です。限られた財源の中で、そうした公共施設を取り巻く変化に対応し、適切な公共サービスを確保していくことが求められています。

そのため、現状の公共サービスのあり方を見直し、類似施設の廃止や集約等により、町全域として公共施設の総量を縮減するとともに、住民にとって必要十分な公共サービスの適切な規模を確保します。

また、町内全域の住民が利用圏域となる町役場や文化会館、地域の住民が利用圏域となる学校教育施設や保健福祉施設、各行政区内の住民が利用圏域となる集会所等、公共サービスにより利用圏域が異なることを踏まえて、各公共施設の維持・集約を進めることで、より利便性が高い公共サービスの適切な配置への転換を進めます。

公共施設の廃止や集約により、創出された土地に関しては、町での利用の必要性を判断した上で、町有地の場合は売却や民間事業者への貸付による活用、その他の場合は返却することを検討し、適正化方策を実施する際の資金確保に活用します。

1-2. 適正化方策の優先順位付け

(1) 建築経過年に応じた適正化の実施

公共サービスの適正化にあたっては、耐用年数を迎えた施設から適正化方策を実施していくことを基本とします。建替えの際には、利用状況や地域のニーズ等を把握し、建物の規格・基準等を十分に考慮した上で、最適な施設の規模を確保します。複合化や廃止の際には、地域住民の生活に与える影響が大きいことから、事前に地域住民への説明会等を行い、円滑な適正化の実施に努めます。

(2) 戦略的な統廃合や複合化の優先的な実施

耐用年数を迎えた施設から適正化方策を実施していくことを基本としますが、統合や複合化等の複数施設を集約する際には、使用状況や機能面での不具合の有無、他の施設との機能連携による効果等から、関係する施設間の更新のタイミングを効果的に見定め、財政負担の平準化を図り、適正化方策を実施します。

■分野別計画の見方

2-2. 公民館

(1) 基本情報 (個別施設の状態等)

■目的・機能等

- ・社会教育活動や住民の主体的な学習活動をサポートし、講座を開催する等主体的な学習、文化活動に発展させることを目的に設置しています。
- ・中央公民館には、音楽スタジオやキッチンスタジオ等民間企業による代替可能な機能も含まれています。



※社会教育法 第20条

公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

■建物状態等

- ・中央公民館は築6年と比較的新しいものの、藤久保公民館は建設から38年、竹間沢公民館は建設から29年が経過しています。いずれも新耐震基準の建築物であり、平成27(2015)年に藤久保公民館の簡易劣化診断を、令和元(2019)年に竹間沢公民館の目視による施設劣化調査及びコア抜きによる構造躯体調査を行っています。

■利用状況等

- ・高齢者を中心に利用されており、施設の稼働率も高く、藤久保公民館では予約が困難な状況が見られます。

■対象施設の基本情報

施設名	地区	区域区分	単独/複合	管理運営形態	施設面積		構造	建設年数	
					敷地面積 (m ²)	延床面積 (m ²)		建設年	経過年数
藤久保公民館	藤久保地区	市街化区域	複合	運営 (一部委託)		1,201.10	S (軽量鉄骨)	昭和56年 (1983)	38
竹間沢公民館	竹間沢地区	市街化調整区域	複合	運営 (一部委託)	1,862.19	1,019.19	RC	平成4年 (1992)	29
中央公民館	北永井地区	市街化調整区域	複合	運営 (一部委託)	750.06	1,402.51	RC	平成27年 (2015)	6

※藤久保公民館の敷地面積は中央図書館を含む
※竹間沢公民館の延床面積は図書館竹間沢分館を含む

(2) 適正化の方向性

○機能確保の方向性

- ・公民館は社会教育法に基づき設置する施設であり、社会教育を提供する中心的な機能として、今後も確保します。
- ・3施設とも公民館として維持することとしつつ、利用状況を踏まえて、社会教育だけでなく地域が主体となった活動を促進する等、より柔軟に利用できるよう機能の拡充を図ります。

○運営の方向性

- ・社会教育機能だけでなく地域交流の拠点として、指定管理者制度の活用等について検討するとともに、社会教育プログラムの提供等代替可能な一部機能は民間サービスの利用等を促進し、柔軟な運用による誰もが集える居場所づくりを進めます。

(3) 適正化方策

※：藤久保地域拠点施設基本構想対象施設

施設名	適正化方策	適正化方策の説明
藤久保公民館※	複合化	藤久保地区の社会教育や地域交流の拠点であることから、人口が集中している藤久保地区における生活利便性を高めるために、藤久保地域拠点施設の整備に伴う複合化を進めるとともに、指定管理者制度の活用等についても検討します。
竹間沢公民館	維持	竹間沢・みよし台地区の社会教育や地域交流の拠点であることから、予防保全的な修繕対応を図り、現施設を維持しながら、竹間沢第1区第2集会所や竹間沢出張所機能の受け入れ等、柔軟な運用を検討します。
中央公民館	維持	上富・北永井地区の社会教育や地域交流の拠点であるとともに、平成27(2015)年に建設された比較的新しい施設であり、町の中央部に位置することから、予防保全的な修繕対応を図り、現施設を維持しながら、上富第3区第2集会所機能や北永井児童館一部機能の受け入れを検討します。

●適正化方策

適正化方策	適正化方策の説明
複合化	サービス・機能が異なる複数の施設を集約するもの。
統合	サービス・機能が同じ複数の施設を集約するもの。
移転	サービス・機能を他の空き建物や空きスペースに移転するもの。
維持	修繕対応を行いながら、施設を維持するもの。
縮小	建替えや大規模修繕の際に、施設規模やサービス等を縮小するもの。
廃止	現在の施設を廃止するもの。
廃止済み	令和3(2021)年3月時点で廃止済みのもの。

※複合化、統合する施設については、機能を受け入れる施設は(集約)、機能を他へ移す施設は(廃止)と示す。
※各適正化方策の末尾に「検討」と記した施設は、中長期的に適正化方策実施の可能性を検討することを示す。

●施設大分類・中分類名称

●分類の概要

- ・施設の目的・機能等
- ・建物の状態等
- ・利用状況等

●対象施設の基本情報

※令和3(2021)年3月時点で廃止済みの施設に関してはグレーの網掛けをしています。

■地区

- ①上富地区
- ②北永井地区
- ③藤久保地区
- ④竹間沢地区
- ⑤みよし台地区

■区域区分

- ①市街化区域
- ②市街化調整区域

■用途地域

- ・用途地域の指定状況

■単独/複合

- ・単独の施設か、複合施設か

■管理運営形態

- ①直営
- ②指定管理者
- ③委託
- ④民間運営

■施設面積

- ・敷地面積
- ・延床面積

■構造

- RC : 鉄筋コンクリート造
- SRC : 鉄骨鉄筋コンクリート造
- S (重量鉄骨) : 重量鉄骨造
- S (軽量鉄骨) : 軽量鉄骨造
- W : 木造
- CB : コンクリートブロック造
- FRP : 繊維強化プラスチック


●適正化の方向性

- ・機能確保の方向性
- ・運営の方向性

2. 文化・社会教育施設

2-1. 文化会館

(1) 基本情報（個別施設の状態等）

<p>■目的・機能等</p>	<p>・町民の交流と芸術文化活動の向上に寄与することを目的に設置しており、芸術文化を発信する拠点であり、様々な催物を開催しています。</p>	
<p>※三芳町文化会館条例 第1条 町民の交流と文化芸術活動の向上に寄与することを目的として、三芳町文化会館（以下「文化会館」という。）を設置する。</p>		
<p>■建物状態等</p>	<p>・建設から20年が経過しています。新耐震基準の建築物であり、平成26（2014）年に簡易劣化診断を行っています。</p>	
<p>■利用状況等</p>	<p>・指定管理者制度が導入され、活用の促進を図っていますが近年の利用者数は横ばい傾向にあります。 ・時代のニーズに合わせて実施プログラムを変更しつつ、PDCAサイクルにより、質の向上が図られています。</p>	

■対象施設の基本情報

施設名	地区	区域区分	単独/複合	管理運営形態	施設面積		構造	建設年数	
					敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)		建設年	経過年数
文化会館	藤久保地区	市街化調整区域	単独	指定管理者		3,881.67	RC一部S	平成13年(2001)	20

※敷地面積は本庁舎に含む

(2) 適正化の方向性

○機能確保の方向性

- ・町民の交流と芸術文化活動の向上に寄与することを目的とした施設であり、利用ニーズに応じた適切な規模を維持する必要があります。
- ・町内に同様の機能を持つ公共施設や民間企業のサービスがないことから、文化会館を維持します。

○運営の方向性


- ・指定管理者制度による維持管理・運営を継続し、人口構成の変化等時代のニーズに対応したプログラムの実施により、文化・社会教育サービスを充実させます。

(3) 適正化方策

施設名	適正化方策	適正化方策の説明
文化会館	維持	町内唯一の施設であることから、予防保全的な修繕対応を図りながら、現施設を維持します。

2-2. 公民館

(1) 基本情報（個別施設の状況等）

<p>■目的・機能等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育活動や住民の主体的な学習活動をサポートし、講座を開催する等主体的な学習、文化活動に発展させることを目的に設置しています。 ・中央公民館には、音楽スタジオやキッチンスタジオ等民間企業による代替可能な機能も含まれています。 <p>※社会教育法 第20条</p> <p>公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。</p>	
<p>■建物状態等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中央公民館は築6年と比較的新しいものの、藤久保公民館は建設から38年、竹間沢公民館は建設から29年が経過しています。いずれも新耐震基準の建築物であり、平成27(2015)年に藤久保公民館の簡易劣化診断を、令和元(2019)年に竹間沢公民館の目視による施設劣化調査及びコア抜きによる構造躯体調査を行っています。 	
<p>■利用状況等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者を中心に利用されており、施設の稼働率も高く、藤久保公民館では予約が困難な状況が見られます。 	

■対象施設の基本情報

施設名	地区	区域区分	単独/複合	管理運営形態	施設面積		構造	建設年数	
					敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)		建設年	経過年数
藤久保公民館	藤久保地区	市街化区域	複合	直営 (一部委託)		1,201.10	S (軽量鉄骨)	昭和58年 (1983)	38
竹間沢公民館	竹間沢地区	市街化調整区域	複合	直営 (一部委託)	1,862.19	1,019.19	RC	平成4年 (1992)	29
中央公民館	北永井地区	市街化調整区域	複合	直営 (一部委託)	750.06	1,402.51	RC	平成27年 (2015)	6

※藤久公民館の敷地面積は中央図書館を含む
 ※竹間沢公民館の延床面積は図書館竹間沢分館を含む

(2) 適正化の方向性

○機能確保の方向性

- ・公民館は社会教育法に基づき設置する施設であり、社会教育を提供する中心的な機能として、今後も確保します。
- ・3施設とも公民館として維持することとしつつ、利用状況を踏まえて、社会教育だけでなく地域が主体となった活動を促進する等、より柔軟に利用できるよう機能の拡充を図ります。

○運営の方向性

- ・社会教育機能だけでなく地域交流の拠点として、指定管理者制度の活用等について検討するとともに、社会教育プログラムの提供等代替可能な一部機能は民間サービスの利用等を促進し、柔軟な運用による誰もが集える居場所づくりを進めます。

(3) 適正化方策

※：藤久保地域拠点施設基本構想対象施設

施設名	適正化方策	適正化方策の説明
藤久保公民館※	複合化	藤久保地区の社会教育や地域交流の拠点であることから、人口が集中している藤久保地区における生活利便性を高めるために、藤久保地域拠点施設の整備に伴う複合化を進めるとともに、指定管理者制度の活用等についても検討します。
竹間沢公民館	維持	竹間沢・みよし台地区の社会教育や地域交流の拠点であることから、予防保全的な修繕対応を図り、現施設を維持しながら、竹間沢第1区第2集会所や竹間沢出張所機能の受け入れ等、柔軟な運用を検討します。
中央公民館	維持	上富・北永井地区の社会教育や地域交流の拠点であるとともに、平成27(2015)年に建設された比較的新しい施設であり、町の中央部に位置することから、予防保全的な修繕対応を図り、現施設を維持しながら、上富第3区第2集会所機能や北永井児童館一部機能の受け入れを検討します。

2-3. 図書館

(1) 基本情報（個別施設の状態等）

<p>■目的・機能等</p>	<p>・町民の豊かな読書生活を保障し、調査・研究を支援する地域の情報拠点として設置されています。</p>  <p>※図書館法 第2条 「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。</p>
<p>■建物状態等</p>	<p>・中央図書館、竹間沢分館ともに建設から約30年が経過しています。いずれも新耐震基準の建築物であり、平成27（2015）年に中央図書館の簡易劣化診断を行っています。</p>
<p>■利用状況等</p>	<p>・人口1人当たりの貸出冊数で長年県内1位となる等、十分に利用されています。また、町外からの利用者も多くなっています。</p>

■対象施設の基本情報

施設名	地区	区域区分	単独/複合	管理運営形態	施設面積		構造	建設年数	
					敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)		建設年	経過年数
中央図書館	藤久保地区	市街化区域	単独	直営	3,766.76	1,305.46	RC	平成2年(1990)	31
竹間沢分館	竹間沢地区	市街化調整区域	複合	直営 (一部委託)		25.00	不明	平成4年(1992)	29

※竹間沢分館の敷地面積は竹間沢公民館に含む

(2) 適正化の方向性

○機能確保の方向性

- ・人口1人当たりの年間図書館貸出冊数が18年連続県内1位（令和元（2019）年時点）であり、「よみ愛・読書のまち」宣言をする本町の中心的な機能として、今後も確保します。
- ・現状スペースが不足していることから施設の更新、複合化等の際には機能の拡充を検討します。

○運営の方向性

- ・業務委託等による民間活力の導入を検討し、民間企業のノウハウ及び職員の資質向上を図り、今後増加が想定される滞在型利用に対応した運営を進めます。

(3) 適正化方策

※：藤久保地域拠点施設基本構想対象施設

施設名	適正化方策	適正化方策の説明
中央図書館※	複合化	人口が集中している藤久保地区における生活利便性を高めるために、藤久保地域拠点施設の整備に伴う複合化を進めるとともに、機能の拡充を検討します。
図書館 竹間沢分館	維持	子どもの読書活動をさらに推進するために、併設する竹間沢公民館の適正化方策に併せて機能を維持します。

2-4. 歴史施設

(1) 基本情報（個別施設の状態等）

<p>■目的・機能等</p>	<p>・三芳町の歴史、民俗、文化に関する資料の収集や保存、調査・研究や学習の場であり、人々の交流の場としての活用や郷土愛と文化の向上に寄与することを目的に設置されています。</p>	
<p>■建物状態等</p>	<p>・歴史民俗資料館は建設から35年が経過しています。新耐震基準の建築物です。 ・旧池上家住宅は移設から33年、旧島田家住宅は移設から25年が経過しています。また、茅葺屋根や畳等の古民家特有の設備を有しています。</p>	
<p>■利用状況等</p>	<p>・利用者数は増加しています。小中学生と高齢者の利用が最も多く、20～30代の利用が少なくなっています。今後は体験学習の利用が増えると考えられます。</p>	

※三芳町歴史民俗資料館設置条例 第1条
三芳町の歴史、民俗、考古に関する資料の収集、保存、調査及び研究を行うとともに、これらの活用を図り、町民の郷土愛と文化の向上に寄与するため、歴史民俗資料館を設置する。

※三芳町古民家条例 第1条
三芳町の文化遺産としての民家を保存するとともに、その活用を図り、もって、町民の郷土学習と交流の場として寄与するため、古民家を設置する。

■対象施設の基本情報

施設名	地区	区域区分	単独/複合	管理運営形態	施設面積		構造	建設年数	
					敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)		建設年	経過年数
歴史民俗資料館	竹間沢地区	市街化調整区域	単独	直営	3,536.34	969.29	SRC一部W	昭和61年(1986)	35
旧池上家住宅	竹間沢地区	市街化調整区域	単独	直営		211.99	W (茅葺寄棟造り)	昭和63年(1988)	33
旧島田家住宅	上富地区	市街化調整区域	単独	直営		179.87	W (茅葺寄棟造り)	平成8年(1996)	25

※歴史民俗資料館の敷地面積・延床面積は旧池上家住宅を含む旧池上家住宅、旧島田家住宅の建設年は移設年

(2) 適正化の方向性

○機能確保の方向性

- ・町の歴史・文化を保存し、後世に継承することで郷土愛を育むための施設として維持する必要があります。
- ・上富地区に、埼玉県指定旧跡である三富新田及び旧島田家住宅等の歴史・文化資源が集積していることから、町の歴史・文化の学習や観光の質を高めるために、歴史民俗資料館については、上富地区への集約の可能性についても検討します。

○運営の方向性

- ・維持管理・運営を歴史施設一体で行うこととし、指定管理者制度等による民間企業のノウハウを活かして、サービスを充実させます。


(3) 適正化方策

施設名	適正化方策	適正化方策の説明
歴史民俗資料館	維持 (移転検討)	町の歴史・文化を保全し、後世に継承するための機能として、維持します。なお、三芳小学校と上富小学校の統合後には、学習や観光の質を高める視点から、町の開拓の歴史・文化そのものである三富新田を眺めることができる上富小学校跡地への移転の可能性も含めて検討します。検討の結果、現施設を維持することとした際には、予防保全的な修繕対応を図ります。
旧池上家住宅	維持	町の歴史・文化を学習できる施設として、修繕対応を図りながら維持します。なお、豊かな自然環境を感じられる竹間沢こぶしの里、こどもの川と合わせて観光的なシンボルとして整備を進めます。
旧島田家住宅	維持	三富新田とともに、かつての田園風景や暮らしを学習できる、日本農業遺産拠点施設として、修繕対応を図りながら現施設を維持します。

3. 体育施設

3-1. 体育施設

(1) 基本情報（個別施設の状態等）

<p>■目的・機能等</p>	<p>・町民の体育、スポーツ及びレクリエーションの振興を図るための施設として設置されています。</p>	
<p>※三芳町体育施設条例 第1条 町民の体育、スポーツ及びレクリエーションの振興を図り、町民相互の親睦と健康の増進に寄与することを目的として、三芳町体育施設を設置する。</p>		
<p>■建物状態等</p>	<p>・総合体育館は建設から15年、弓道場は建設から20年が経過しています。いずれも新耐震基準の建築物であり、平成26(2014)年に総合体育館の簡易劣化診断を行っています。</p>	
<p>■利用状況等</p>	<p>・指定管理者制度移行後、利用者数は増加傾向にあったが近年は横ばい傾向にあり頭打ちに近い状態となっています。年齢層の区別なく利用されており今後も同様の傾向にあると考えられます。</p>	

■対象施設の基本情報

施設名	地区	区域区分	単独/複合	管理運営形態	施設面積		構造	建設年数	
					敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)		建設年	経過年数
総合体育館	藤久保地区	市街化調整区域	単独	指定管理者		5,984.61	SRC	平成18年(2006)	15
弓道場	藤久保地区	市街化調整区域	単独	指定管理者	37,471.00	251.00	W	平成13年(2001)	20

※総合体育館の敷地面積は本庁舎を含む
※弓道場の敷地面積は運動公園の面積

(2) 適正化の方向性

○機能確保の方向性

- ・今後も町のスポーツ及びレクリエーション振興の中心的な機能として維持する必要があります。

○運営の方向性

- ・指定管理者制度による維持管理・運営を継続し、各年代の人々のニーズに対応したサービスを充実させます。


(3) 適正化方策

施設名	適正化方策	適正化方策の説明
総合体育館	維持	全世代に幅広く利用されており、町内に代替できるスポーツ施設がないことから、予防保全的な修繕対応を図りながら、現施設を維持します。
弓道場	維持	利用者数が横ばい傾向で、一定の利用者数があるとともに、町内唯一の施設であることから、修繕対応を図りながら維持します。

4. 保健福祉施設

4-1. 福祉施設

(1) 基本情報（個別施設の状態等）

<p>■目的・機能等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 健康診断や検診等の保健機能、障がい者の日常支援や自立支援等の福祉サービスの提供を目的に設置されています。  <p>※三芳町保健センター条例 第1条 住民の健康の保持及び増進を図り、もって健康づくりを推進するため、三芳町保健センターを三芳町大字藤久保 185 番地 1 に設置する。</p> <p>※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第77条 一 市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。(以下抜粋) 二 障害者等、障害者等の家族、地域住民等により自発的に行われる障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようにするための活動に対する支援を行う事業。 九 障害者等につき、地域活動支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業。</p> <p>※三芳町精神障害者小規模地域生活支援センター条例 第1条 地域で生活する精神障害者の日常生活の支援、相談及び交流活動等を行うことにより、精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加を促進するとともに、精神障害者の福祉の向上を図るため、三芳町精神障害者小規模地域生活支援センターを設置する。</p>
<p>■建物状態等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 保健センターは建設から 42 年、精神障害者小規模地域生活支援センターは建設から 17 年が経過しています。保健センターは旧耐震基準の建築物ですが、耐震診断を行っており、耐震補強は不要とされています。精神障害者小規模地域生活支援センターは新耐震基準の建築物です。 老人福祉センター及び三芳太陽の家は廃止しました。
<p>■利用状況等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 利用者数は横ばいから減少傾向にあります。

■対象施設の基本情報

施設名	地区	区域区分	単独/複合	管理運営形態	施設面積		構造	建設年数	
					敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)		建設年	経過年数
保健センター	藤久保地区	市街化区域	複合	直営		492.00	RC	昭和54年(1979)	42
老人福祉センター (ふれあいセンター)	上富地区	市街化調整区域	単独			714.01	不明	昭和52年(1977)	44
三芳太陽の家	上富地区	市街化調整区域	単独	人間東部福祉会が設置運営		535.58	S(軽量鉄骨)	平成3年(1991)	30
精神障害者 小規模地域 生活支援センター	藤久保地区	市街化区域	単独	直営	231.83	231.60	S(軽量鉄骨)	平成16年(2004)	17

※保健センターの延床面積は藤久保出張所を含む、敷地面積は図書館を含む

(2) 適正化の方向性

○機能確保の方向性

- ・社会的な需要から生活介護サービス等を提供する民間企業はあり、利用者数は横ばいから減少傾向にあることから、生活介護機能は民間企業によるサービス提供を基本とし、保健指導や障がい者の自立支援等の機能は継続して確保します。
- ・利用者特性からバリアフリー等に十分配慮しながら、老朽化の進む施設から他の公共施設との複合化を進め、適切な規模を確保します。

○運営の方向性

- ・生活介護サービスに関しては民間企業による提供を基本としながら、他の機能についても指定管理者制度や業務委託等による民間企業のノウハウを活かした柔軟で効果的な運用を進めます。


(3) 適正化方策

※：藤久保地域拠点施設基本構想対象施設

施設名	適正化方策	適正化方策の説明
保健センター※	複合化	人口が集中している藤久保地区における生活利便性を高めるために、藤久保地域拠点施設の整備に伴う複合化を進めつつ、乳幼児や高齢者の定期健診による利用が多いことから保健機能を確保しながら人口減少に応じた適切な規模の確保を図ります。
老人福祉センター※ (ふれあいセンター)	廃止済み (社会福祉法人移行)	生活介護機能は民間企業による代替を進めることとし、老朽化が進んでいることから廃止しましたが、コミュニティの場としての機能は別施設等で確保を図ります。
三芳太陽の家	廃止済み (社会福祉法人移行)	福祉サービスの質及び自立支援機能の向上に向けて、利便性を高めるために、町と福祉会が連携して庁舎を中心とした行政拠点への新たな施設の建設・運営に向けた移転を行いました。
精神障害者小規模地域生活支援センター	維持	利用者数が横ばい傾向で、一定の利用者数があるとともに、町内唯一の施設であることから、修繕対応を図りながら維持します。

4-2. 保育所

(1) 基本情報（個別施設の状況等）

<p>■目的・機能等</p>	<p>・保護者の就労や疾病等の理由により保育の必要性のある乳幼児を保育するための施設として設置されています。</p> <p>※児童福祉法 第24条 市町村は、この法律及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保護者の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児その他の児童について保育を必要とする場合において、次項に定めるところによるほか、当該児童を保育所（認定こども園法第三条第一項の認定を受けたもの及び同条第十一項の規定による公示がされたものを除く。）において保育しなければならない。</p> <p>※三芳町保育所の設置及び管理に関する条例 第1条 児童福祉法第24条第1項に規定する保育を必要とする児童の保育を行うため、同法第39条に規定する保育所として、別表に定める保育所を設置する。</p>	
<p>■建物状態等</p>	<p>・第一保育所は廃止し、第二保育所は社会福祉法人へ移行しました。 ・第三保育所は平成27（2015）年に建替えを行っています。</p>	
<p>■利用状況等</p>	<p>・利用者数は横ばい傾向にあるが、今後少子化の進行によりニーズは減少すると考えられます。</p>	

■対象施設の基本情報

施設名	地区	区域区分	単独/複合	管理運営形態	施設面積		構造	建設年数	
					敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)		建設年	経過年数
第一保育所	藤久保地区	市街化区域	単独	—		789.48	RC	昭和47年(1972)	49
第二保育所	藤久保地区	市街化調整区域	単独	直営		635.50	S(軽量鉄骨)	昭和54年(1979)	42
第三保育所	竹間沢地区	市街化調整区域	複合	直営	2,651.72	1,274.36	S(軽量鉄骨)	平成27年(2015)	6

※第三保育所の敷地面積はみどり学園を含む

(2) 適正化の方向性

○機能確保の方向性

- ・代替可能なものは民間企業によるサービスの提供に転換しながら、町内の利用ニーズに応じた適切な規模を確保します。
- ・施設の廃止や社会福祉法人への移行を行うとともに、社会福祉法人による保育所の設置を進め、一定程度の規模に既に縮小していますが、今後も最低限の公共としての保育所機能は確保する必要があることから、第三保育所は維持します。

○運営の方向性


- ・引き続き直営による運営を継続します。

(3) 適正化方策

施設名	適正化方策	適正化方策の説明
第一保育所	廃止済み	民間保育所開設により、保育の提供体制が確保されたことから老朽化した町立第一保育所を廃止しました。
第二保育所	廃止済み (社会福祉法移行)	保育の質の維持及び多様な保育ニーズへの対応に向けて、社会福祉法人への移行を行いました。
第三保育所	維持	今後少子化が進行すると想定されるものの、利用者数は横ばい傾向にあることから、乳幼児数に応じた適切な保育環境を確保するために、修繕対応を図りながら維持します。

4-3. みどり学園

(1) 基本情報（個別施設の状態等）

<p>■目的・機能等</p>	<p>・発達に障がいがあるまたはあると思われる就学前の幼児に対し、個々に応じた療育を提供する通園型療育施設として設置されています。</p>	
<p>※三芳町みどり学園の設置及び管理に関する条例 第1条 障害児を保護者のもとから通わせてこれを保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与え、日常生活における基本動作の指導及び集団生活への適応訓練を行うため、障害児通所支援事業所を設置する。</p>		
<p>■建物状態等</p>	<p>・建設から31年が経過しています。新耐震基準の建築物です。</p>	
<p>■利用状況等</p>	<p>・利用者数は横ばい傾向にあるが、今後、利用児童数が減少すると考えられる一方で、全く不要となることはありません。</p>	

■対象施設の基本情報

施設名	地区	区域区分	単独/複合	管理運営形態	施設面積		構造	建設年数	
					敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)		建設年	経過年数
みどり学園	竹間沢地区	市街化調整区域	複合	直営		139.94	W	平成2年(1990)	31

※敷地面積は第三保育所に含む

(2) 適正化の方向性

○機能確保の方向性

- ・町内唯一の障がい児通所支援施設であることから、現施設を維持することで機能を確保します。

○運営の方向性


- ・引き続き直営による運営を継続します。

(3) 適正化方策

施設名	適正化方策	適正化方策の説明
みどり学園	維持	利用者数が横ばい傾向であり、町内唯一の施設であることから、修繕対応を図りながら維持することとし、更新の際には、利用者数等を踏まえつつ、適切な規模の確保を図ります。

4-4. 子育て支援センター

(1) 基本情報（個別施設の状態等）

<p>■目的・機能等</p>	<p>・子育て家庭等の持つ育児不安等についての相談や乳幼児と保護者の交流の場としての機能を持つ地域の子育て支援拠点として設置されています。</p>	
<p>※三芳町子育て支援センター事業実施要綱 第1条 この要綱は、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談、指導及び子育てサークル等への支援並びに地域の保育需要に応じ各保育所等との連携を図るとともに、保護者の就労形態の多様化に伴う一時的保育及び保護者の疾病等による緊急的保育に対する一時的保育事業を積極的に実施するため、三芳町子育て支援センターを設置し、地域の子育て家庭に対する育児支援を実施し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。</p>		
<p>■建物状態等</p>	<p>・建設から20年が経過しています。新耐震基準の建築物です。</p>	
<p>■利用状況等</p>	<p>・利用者数は微増しており、子育て世代からのニーズもありますが、利用者に対して規模が小さい状況です。</p>	

■対象施設の基本情報

施設名	地区	区域区分	単独/複合	管理運営形態	施設面積		構造	建設年数	
					敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)		建設年	経過年数
子育て支援センター	藤久保地区	市街化区域	単独	直営	469.16	112.62	W	平成13年(2001)	20

(2) 適正化の方向性

○機能確保の方向性

- ・利用者数は微増しており、子育て世代からのニーズもあることから、機能の拡充を進めます。

○運営の方向性

- ・指定管理者制度や業務委託等による民間企業のノウハウを活かした柔軟で効果的な運用を進めます。


(3) 適正化方策

※：藤久保地域拠点施設基本構想対象施設

施設名	適正化方策	適正化方策の説明
子育て支援センター※	複合化	子育て世代からのニーズが高い施設であることから町内の年少人口の半数以上が集中している藤久保地区において、藤久保地域拠点施設の整備に伴う複合化を進め、施設機能の拡充を図ります。

4-5. 学童保育室

(1) 基本情報（個別施設の状態等）

<p>■目的・機能等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 保護者が仕事や疾病等のため、放課後に留守家庭の状態となる小学校1年生から6年生までの児童を保育し、児童の健全な育成を目的として設置されています。 	
<p>※三芳町学童保育室設置及び管理に関する条例 第1条 三芳町立小学校児童のうち両親又はそれに代わる者の就労等により家庭が常時留守になっている児童の健全な保護及び育成を図ることを目的とし、学童保育室を設置する。</p>		
<p>■建物状態等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 小学校に併設されている上富学童保育室、北永井学童保育室、藤久保第2学童保育室、唐沢学童保育室は、建設から40年以上が経過しており、いずれも旧耐震基準の建築物ですが、耐震改修を行っています。 藤久保第1学童保育室は建設から23年、竹間沢第1学童保育室は建設から34年、竹間沢第2学童保育室は建設から11年が経過しています。いずれも新耐震基準の建築物です。 	
<p>■利用状況等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 小学校区ごとに配置されており、保育所と同様に入所のニーズは高く、70%以上の稼働率となっています。 今後、少子化の進行により、利用児童数が減少する可能性があるものの、完全に不要となることはないと考えられますが、児童数に応じた統廃合により規模の縮小を図る必要があります。 	

■対象施設の基本情報

施設名	地区	区域区分	単独/複合	管理運営形態	施設面積		構造	建設年数	
					敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)		建設年	経過年数
上富学童保育室	上富地区	市街化調整区域	複合	直営	※上富小学校に併設				
北永井学童保育室	北永井地区	市街化調整区域	複合	直営	※三芳小学校に併設				
藤久保第1学童保育室 (藤久保小学校敷地内)	藤久保地区	市街化区域	単独	直営		163.96	S (軽量鉄骨)	平成10年 (1998)	23
藤久保第2学童保育室	藤久保地区	市街化区域	複合	直営	※藤久保小学校に併設				
唐沢学童保育室	藤久保地区	市街化調整区域	複合	直営	※唐沢小学校に併設				
竹間沢第1学童保育室 (竹間沢小学校敷地内)	竹間沢地区	市街化調整区域	単独	直営		79.49	S (軽量鉄骨)	昭和62年 (1987)	34
竹間沢第2学童保育室 (竹間沢小学校敷地内)	竹間沢地区	市街化調整区域	単独	直営		115.93	S (軽量鉄骨)	平成22年 (2010)	11

(2) 適正化の方向性

○機能確保の方向性

- ・現状は、小学校区ごとに配置されていますが、今後想定される少子化の進行による児童数の減少や学校の統廃合に合わせて、適切な規模を確保します。
- ・民間企業によるサービスへの転換を進めるとともに、学童保育室と比較して利用ニーズの低い児童館との一体的な統廃合等により、児童数に応じた適切な規模に集約し、子ども同士や子どもと地域との交流を促進する機能を確保します。

○運営の方向性

- ・維持管理・運営にあたっては、児童館との一体的な体制に改め効率的な運営に転換します。
- ・学習塾やスポーツ教室等を展開する民間企業の誘致等による民間企業によるサービスの確保を進めるとともに、指定管理者制度や業務委託等による民間企業のノウハウを活かした柔軟で効果的な運用を進め、放課後の子どもの居場所づくりを進めます。


(3) 適正化方策

※：藤久保地域拠点施設基本構想対象施設

施設名	適正化方策	適正化方策の説明
上富学童保育室	統合 (廃止)	将来的な児童数の変化に対応しながら、適切な規模を確保します。また、児童数の減少が想定されることから、三芳小学校と上富小学校の統廃合に合わせて北永井学童保育室への統合についても検討します。
北永井学童保育室	統合 (集約)	将来的な児童数の変化に対応しながら、適切な規模を確保します。また、児童数の減少が想定されることから、三芳小学校と上富小学校の統廃合に合わせて上富学童保育室との統合についても検討します。
藤久保第1学童保育室※	複合化 (集約)	町内の年少人口の半数以上が集中している藤久保地区において、多世代が交流でき、保護者が安心できる子どもの居場所を確保するために、藤久保第2学童保育室との統合や、北永井児童館、藤久保児童館の機能受け入れ等、安全性等に配慮した上で、藤久保地域拠点施設の整備に伴う複合化を進め、適切な規模の確保を図ります。
藤久保第2学童保育室※	複合化 (廃止)	町内の年少人口の半数以上が集中している藤久保地区において、多世代が交流でき、保護者が安心できる子どもの居場所を確保するために、藤久保第1学童保育室の統合や、北永井児童館、藤久保児童館の機能受け入れ等、安全性等に配慮した上で、藤久保地域拠点施設の整備に伴う複合化を進め、適切な規模の確保を図ります。
唐沢学童保育室	統合・複合化 検討 (集約検討)	将来的な児童数の変化に対応しながら、適切な規模を確保します。また、中長期的には児童数の減少が想定されることから、唐沢小学校と竹間沢小学校の統廃合の検討に合わせて、竹間沢第1学童保育室、竹間沢第2学童保育室との統合及び、利用圏域が重なる竹間沢児童館との複合化についても検討します。
竹間沢第1学童保育室	統合検討 (廃止検討)	将来的な児童数の変化に対応しながら、適切な規模を確保します。また、中長期的には児童数の減少が想定されることから、唐沢小学校と竹間沢小学校の統廃合の検討に合わせて、唐沢学童保育室との統合についても検討します。
竹間沢第2学童保育室	統合検討 (廃止検討)	将来的な児童数の変化に対応しながら、適切な規模を確保します。また、中長期的には児童数の減少が想定されることから、唐沢小学校と竹間沢小学校の統廃合の検討に合わせて、唐沢学童保育室との統合についても検討します。

4-6. 児童館

(1) 基本情報（個別施設の状況等）

<p>■目的・機能等</p>	<p>・0歳から18歳までの児童に対し、遊びの場を与えるとともに、居場所としての機能を持つ児童厚生施設として設置されています。</p>	
<p>※児童福祉法 第35条第3項 市町村は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、児童福祉施設を設置することができる。</p> <p>※三芳町児童館の設置及び管理に関する条例 第1条 本町は、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操をゆたかにすることを目的として、児童福祉法第35条第3項の規定に基づき児童館を設置する。</p>		
<p>■建物状態等</p>	<p>・北永井児童館は建設から36年、藤久保児童館は建設から40年、竹間沢児童館は建設から29年が経過しています。藤久保児童館は旧耐震基準の建築物ですが、耐震診断を行っており、耐震補強は不要とされています。平成27(2015)年に藤久保児童館の簡易劣化診断、令和元(2019)年に北永井児童館の目視による施設劣化調査を行っています。</p>	
<p>■利用状況等</p>	<p>・利用者数は横ばい傾向にありますが、今後少子化に伴い利用ニーズは低くなると想定されます。</p>	

■対象施設の基本情報

施設名	地区	区域区分	単独/複合	管理運営形態	施設面積		構造	建設年数	
					敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)		建設年	経過年数
北永井児童館	北永井地区	市街化調整区域	単独	直営	662.71	393.70	RC	昭和60年(1985)	36
藤久保児童館	藤久保地区	市街化区域	単独	直営	396.00	310.37	RC	昭和56年(1981)	40
竹間沢児童館	竹間沢地区	市街化調整区域	複合	直営		404.52	RC	平成4年(1992)	29

※竹間児童館の敷地面積は竹間沢公民館に含む

(2) 適正化の方向性

○機能確保の方向性

- ・現状は概ね、中学校区ごとに配置されていますが、今後想定される少子化の進行による児童数の減少や学校の統廃合に合わせた、適切な規模の確保を進めます。
- ・民間企業によるサービスへの転換を進めるとともに、より利用ニーズの高い学童保育室との一体的な統廃合や、地域活動の拠点となる公民館での機能の補完等により、児童数に応じた適切な規模に集約し、子ども同士や子どもと地域との交流を促進する機能を確保します。

○運営の方向性

- ・維持管理・運営にあたっては、学童保育室との一体的な体制に改め効率的な運営に転換します。
- ・学習塾やスポーツ教室等を展開する民間企業の誘致等による民間企業によるサービスの確保を進めるとともに、指定管理者制度や業務委託等による民間企業のノウハウを活かした柔軟で効果的な運用を進め、放課後の子どもの居場所づくりを進めます。

(3) 適正化方策

※：藤久保地域拠点施設基本構想対象施設

施設名	適正化方策	適正化方策の説明
北永井児童館	複合化 (廃止)	小学校・中学校から離れた場所に立地しており放課後利用の場所としては交通利便性が低いことから、施設は廃止し、藤久保小学校や藤久保第1学童保育室が含まれる藤久保地域拠点施設への機能移転を進めるとともに、三芳中学校に近接する中央公民館において不足する機能の補完を図ります。
藤久保児童館※	複合化	町内の年少人口の半数以上が集中している藤久保地区において、多世代が交流でき、保護者が安心できる子どもの居場所を確保するために、安全性等に配慮した上で藤久保地域拠点施設の整備に伴う複合化を進め、適切な規模の確保を図ります。
竹間沢児童館	複合化検討 (廃止検討)	児童数の減少が想定されることから、中長期的には、唐沢小学校と竹間沢小学校の統廃合の検討に合わせて、唐沢学童保育室との複合化についても検討し、適切な規模の確保を図ります。

5. 学校教育施設

5-1. 小学校・中学校

(1) 基本情報（個別施設の状態等）

<p>■目的・機能等</p>	<p>・義務教育として行われる普通教育を施すための施設として学校教育法に基づき設置されています。</p>  <p>※学校教育法 【小学校】 第29条 第38条 小学校は、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とする。 市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない。ただし、教育上有益かつ適切であると認めるときは、義務教育学校の設置をもつてこれに代えることができる。 【中学校】 第45条 中学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とする。</p>	
<p>■建物状態等</p>	<p>・多くの施設が建設から40年以上が経過しており、特に三芳小学校、藤久保小学校は建設から50年以上が経過しています。藤久保中学校を除く7校は、旧耐震基準の建築物ですが、耐震診断を行い、平成19(2007)年から平成25(2013)年にかけて耐震改修を行っています。また、全施設平成26(2014)年、27(2015)年に簡易劣化診断を、令和元(2019)年に三芳小学校の目視による施設劣化調査を行っています。</p>	
<p>■利用状況等</p>	<p>・藤久保小学校は児童数が増加していますが、その他の小中学校では児童数、生徒数は横ばいから減少傾向にあります。</p>	

■対象施設の基本情報

施設名	地区	区域区分	単独/複合	管理運営形態	施設面積		構造	建設年数	
					敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)		建設年	経過年数
三芳小学校	北永井地区	市街化調整区域	複合	直営	14,012.00	6,570.64	RC/S	昭和44年 (1969)	52
藤久保小学校	藤久保地区	市街化区域	複合	直営	17,026.00	8,124.66	RC/S	昭和46年 (1971)	50
上富小学校	上富地区	市街化調整区域	複合	直営	11,076.00	3,574.05	RC/S	昭和47年 (1972)	49
唐沢小学校	藤久保地区	市街化調整区域	複合	直営	17,777.00	6,269.38	RC/S	昭和50年 (1975)	46
竹間沢小学校	竹間沢地区	市街化調整区域	単独	直営	14,919.00	5,435.67	RC/S	昭和56年 (1981)	40
三芳中学校	北永井地区	市街化調整区域	単独	直営	17,555.00	5,858.14	RC/S	昭和48年 (1973)	48
三芳東中学校	藤久保地区	市街化調整区域	単独	直営	19,387.00	7,119.10	RC/S	昭和52年 (1977)	44
藤久保中学校	藤久保地区	市街化調整区域	単独	直営	20,861.00	6,490.53	RC/S	昭和59年 (1984)	37

(2) 適正化の方向性

○機能確保の方向性

- ・子どもたちが多様な人間関係の中で学び成長できるような教育環境を確保できるよう、少子化による児童数や生徒数の減少や各地区の人口バランス、施設の老朽化を踏まえて統廃合を検討します。
- ・統廃合を進めるにあたっては、他施設との複合化や、小中連携校等についても検討します。

○運営の方向性

- ・義務教育の提供の場として直営による運営を継続します。
- ・空き教室や稼働率の低い特別教室の、地域住民による別用途での活用等による有効活用を進めます。
- ・中学校の部活動等への民間活力の導入を進め、教員への負担軽減を図ります。

(3) 適正化方策


※：藤久保地域拠点施設基本構想対象施設

施設名	適正化方策	適正化方策の説明
三芳小学校	統合 (集約)	予防保全的な修繕対応を図りながら、適切な規模を確保します。また、上富小学校との統合（児童の受け入れ）について検討します。中長期的には、三芳中学校の建替えに合わせて、複合化を検討し、児童・生徒数に応じた適切な規模を確保した小中連携校の整備を検討するとともに、三芳小学校跡地のグラウンドとしての活用等についても検討します。
藤久保小学校※	複合化	町内の年少人口の半数以上が集中している藤久保地区に立地していることから、安全性等に配慮した上で、図書館や学童保育室等も含まれる藤久保地域拠点施設の整備に伴う複合化を進め、教育環境の質を高めるとともに、直近では児童数が増加しているものの、今後は減少に転じると想定されることから、適切な規模の確保を図ります。
上富小学校	統合 (廃止)	予防保全的な修繕対応を図りながら、適切な規模を確保します。また、児童数の変化に対応しながら、三芳小学校への統合を検討し、子どもたちが多様な人間関係の中で学び成長できるような教育環境の確保を図ります。三芳小学校と統合した際には、一部施設を活用した、歴史民俗資料館の整備についても検討します。
唐沢小学校	統合検討 (集約検討)	予防保全的な修繕対応を図りながら、適切な規模を確保します。中長期的には、将来的な児童数の変化に対応しながら、最も近接する竹間沢小学校との統合について検討します。
竹間沢小学校	統合検討 (廃止検討)	予防保全的な修繕対応を図りながら、適切な規模を確保します。中長期的には、将来的な児童数の変化に対応しながら、最も近接する唐沢小学校への統合について検討します。統合を検討する際には、創出される土地の活用の可能性についても検討します。
三芳中学校	縮小検討	近年は生徒数が横ばい傾向にありますが、今後は減少することが想定されるものの、上富地区や北永井地区からの通学を考慮し、町内西部における中学校を確保するために、予防保全的な修繕対応を図りながら現施設を維持します。中長期的には、建替えに合わせて、三芳小学校との複合化による、児童・生徒数に応じた適切な規模を確保した小中連携校の整備を検討します。
三芳東中学校	統合検討 (集約検討)	予防保全的な修繕対応を図りながら、適切な規模を確保します。中長期的には、将来的な児童・生徒数の変化に対応しながら、最も近接する藤久保中学校との統合について検討します。
藤久保中学校	統合検討 (廃止検討)	予防保全的な修繕対応を図りながら、適切な規模を確保します。中長期的には、将来的な児童・生徒数の変化に対応しながら、最も近接する三芳東中学校への統合について検討します。

6. 都市・上下水道施設

6-1. 上下水道施設

(1) 基本情報（個別施設の状態等）

<p>■目的・機能等</p>	<p>・上下水道等の生活の基本を支えるインフラとして、必要不可欠な施設です。</p>	
<p>■建物状態等</p>	<p>・浄水場は建設から 51 年、下水道第一中継ポンプ場は建設から 39 年が経過しています。浄水場は旧耐震基準の建築物ですが、耐震改修を行っています。下水道第一中継ポンプ場は新耐震基準の建築物です。</p>	
<p>■利用状況等</p>	<p>・常時運用されている施設であり、上水道普及率は 99.53%※、下水道普及率は 93.9%※となっています。</p>	

※令和 2 年 3 月末日普及率

■対象施設の基本情報

施設名	地区	区域区分	単独/複合	管理運営形態	施設面積		構造	建設年数	
					敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)		建設年	経過年数
浄水場	藤久保地区	市街化調整区域	単独	直営	9,522.63	3,772.78	RC	昭和45年 (1970)	51
下水道第一中継ポンプ場	藤久保地区	市街化区域	単独	直営	994.00	264.26	RC	昭和57年 (1982)	39

(2) 適正化の方向性

○機能確保の方向性

- ・生活を支える必要な機能であることから近隣自治体と連携しながら維持します。

○運営の方向性

- ・企業会計に基づき適切な運営を継続していきます。


(3) 適正化方策

施設名	適正化方策	適正化方策の説明
浄水場	維持	企業会計に基づき適切な運営を図っていきます。
下水道第一中継ポンプ場	維持	企業会計に基づき適切な運営を図っていきます。

7. 行政施設・その他

7-1. 庁舎・出張所

(1) 基本情報（個別施設の状態等）

<p>■目的・機能等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 行政サービスを提供する拠点として、本庁舎・出張所等が設置されています。  <p>※地方自治法 第4条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。 ○2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当つては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。 ○3 第一項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の三分の二以上の者の同意がなければならない。</p> <p>※三芳町役場の位置を定める条例 第1条 地方自治法第4条の規定により、三芳町役場の位置を次のとおり定める。 三芳町大字藤久保 1100 番地 1</p> <p>※三芳町役場出張所設置条例 第1条 地方自治法第155条第1項の規定による町長の権限に属する事務を分掌させるため、出張所を置く。</p>
<p>■建物状態等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本庁舎は建設から 27 年、藤久保出張所は建設から 42 年、竹間沢出張所は建設から 29 年が経過しています。藤久保出張所は旧耐震基準の建築物ですが、耐震診断を行っており、耐震補強は不要とされています。本庁舎、竹間沢出張所は新耐震基準の建築物です。平成 26 (2014) 年に本庁舎の簡易劣化診断、平成 27 (2015) 年に藤久保出張所の簡易劣化診断、令和元 (2019) 年に本庁舎の目視による施設劣化調査、コア抜きによる構造躯体調査を行っています。
<p>■利用状況等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本庁舎、出張所ともに幅広い年代が利用しています。 藤久保出張所及び竹間沢出張所は、近年利用者数が横ばいから減少傾向にあります。 利用者層としては、藤久保出張所では高齢者の利用が増加すると想定されますが、現状においても利用者数に対して施設規模が小さい状況です。

■対象施設の基本情報

施設名	地区	区域区分	単独/複合	管理運営形態	施設面積		構造	建設年数	
					敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)		建設年	経過年数
本庁舎	藤久保地区	市街化調整区域	複合	直営	40,565.94	9,554.80	SRC	平成6年 (1994)	27
藤久保出張所 (保健センター内)	藤久保地区	市街化区域	複合	直営		63.57	RC	昭和54年 (1979)	42
竹間沢出張所 (竹間沢公民館内)	竹間沢地区	市街化調整区域	複合	直営		97.14	RC	平成4年 (1992)	29
清掃工場	上富地区	市街化調整区域	単独	-	15,591.22	282.92	不明	昭和48年 (1973)	48

※本庁舎の敷地面積は文化会館、総合体育館を含む

※藤久保出張所の敷地面積は保健センターを含む

※竹間沢出張所の敷地面積は竹間沢公民館を含む

(2) 適正化の方向性

○機能確保の方向性

- ・行政サービスを提供する拠点として本庁舎の機能は今後も確保します。
- ・各出張所は近年利用者数が横ばいから減少傾向にあります。人口が集中する藤久保地区に立地する藤久保出張所は人口規模に応じた規模を確保することとし、竹間沢出張所は複合化検討を進め、町として適切な規模を確保します。

○運営の方向性

- ・本庁舎は直営での運営を継続するとともに、余剰スペースの有効活用を進めます。
- ・出張所は、複合施設による共同管理を継続します。


(3) 適正化方策

※：藤久保地域拠点施設基本構想対象施設

施設名	適正化方策	適正化方策の説明
本庁舎	維持	行政活動の中心となる施設として、予防保全的な修繕対応を図りながら、現施設を維持します。
藤久保出張所※	複合化	人口が集中している藤久保地区における生活利便性を高めるために、藤久保地域拠点施設の整備に伴う複合化を進め、適切な規模の確保を図ります。
竹間沢出張所	複合化検討 (廃止検討)	近年の利用者数は横ばいから減少傾向にあり、今後も人口減少に伴う減少傾向が続くことが想定されることから、中長期的には、竹間沢公民館と一体での機能確保等を検討します。
清掃工場	廃止済み	ごみ処理施設の広域化により、ふじみ野市・三芳町環境センターを整備したことから、平成 28(2016)年に稼働を停止し、令和元(2019)年 11 月に廃止しました。

7-2. 産業振興施設

(1) 基本情報（個別施設の状況等）

<p>■目的・機能等</p>	<p>・商工会館は、普通財産として、1/3を町が保有しています。農業センターは、農業の近代化と知識技能の向上を図り、観光促進及び地域産業の活性化のために設置されています。</p>	
<p>■建物状態等</p>	<p>・農業センターは、建設から40年が経過しており、旧耐震基準の建築物ですが、耐震診断を行っており、平成29（2017）年に耐震改修を行っています。 ・商工会館の町有分は廃止しました。</p>	
<p>■利用状況等</p>	<p>・農業センターは、農業経営に関する講演会や講習会、農業地域の生活環境改善に関する指導等が行われているとともに、上富第2区等の地域コミュニティ活動が行われています。</p>	

※三芳町農業センターの設置及び管理に関する条例 第1条

三芳町における農業の近代化と知識技能の向上を図り、生産性を高め、農業経済の安定と生活の向上を期するとともに、地域情報の発信並びに地域特産物等の展示及び販売により、観光促進及び地域産業の活性化を図るため、三芳町農業センターを設置する。

■対象施設の基本情報

施設名	地区	区域区分	単独/複合	管理運営形態	施設面積		構造	建設年数	
					敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)		建設年	経過年数
商工会館	藤久保地区	市街化区域	複合	民間運営	400.24	197.0	RC	昭和56年(1981)	40
農業センター	上富地区	市街化調整区域	単独	管理委託	2,167.00	312.19	W	昭和56年(1981)	40

(2) 適正化の方向性

○機能確保の方向性

- ・他の公共施設との複合化により、商工会が使用する上での適切な規模は確保することとし、町有部分は廃止しました。
- ・農業センターは、上富地域拠点の一部として農業振興や町の歴史・文化の普及を図るとともに、集会所のない上富第2区における地域コミュニティ形成の場としても機能していることから引き続き施設を維持します。

○運営の方向性

- ・民間運営や管理委託等、民間活力を活かした運営を継続します。


(3) 適正化方策

施設名	適正化方策	適正化方策の説明
商工会館 (町有分 1/3)	廃止済み	商工会館のうち、町が保有する部分については、貸借していた社会福祉協議会が移転したことから、廃止しました。
農業センター	維持	上富第2区の集会所としても位置づけられており、農業振興や町の歴史・文化の普及を図る日本農業遺産拠点施設であり、上富地域拠点の一部としても位置づけられていることから、修繕対応を図りながら、現施設を維持します。

※商工会館（商工会所有分 2/3）：藤久保地域拠点施設への移転協議を行います。

7-3. 給食センター

(1) 基本情報（個別施設の状態等）

<p>■目的・機能等</p>	<p>・小学校及び中学校における給食の調理等に関する業務を一括処理するため設置されています。</p>	
<p>※三芳町立学校給食センター設置条例 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 30 条の規定に基づき、三芳町立小学校及び中学校における給食の調理等に関する業務を一括処理するため、三芳町立学校給食センターを設置する。</p>		
<p>■建物状態等</p>	<p>・築6年と比較的新しい新耐震基準の建築物です。</p>	
<p>■利用状況等</p>	<p>・少子化の進行に伴い、提供食数は減少傾向にあります。</p>	

■対象施設の基本情報

施設名	地区	区域区分	単独/複合	管理運営形態	施設面積		構造	建設年数	
					敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)		建設年	経過年数
給食センター	北永井地区	市街化調整区域	複合	事務等は直営、調理・配送業務は委託	7,595.73	2,445.32	S (重量鉄骨)	平成27年(2015)	6

(2) 適正化の方向性

○機能確保の方向性

- ・平成 27 (2015) 年に建設された比較的新しい施設であり、町内の小学校・中学校の給食制度を維持するための機能として、今後も確保します。
- ・現在、利用者からも好評を得ており、民間企業による同レベルのサービス提供は困難であることから、現施設を維持します。

○運営の方向性

- ・事務等は直営、調理・配送業務は業務委託によって行う現在の運営形態を継続します。


(3) 適正化方策

施設名	適正化方策	適正化方策の説明
給食センター	維持	町内の学校給食を支える町内唯一の施設であることから、予防保全的な修繕対応を図り、現施設を維持します。

8. コミュニティ施設

8-1. 集会所

(1) 基本情報（個別施設の状態等）

■目的・機能等	<ul style="list-style-type: none">・町民の文化的向上と福祉の増進を図るため、コミュニティ活動の拠点として設置されており、災害時には一時避難所としての機能も担っています。	
■建物状態等	※三芳町集会所条例 第1条 町民の文化的向上と福祉の増進を図るため、三芳町立集会所を別表の所在地に設置する。	
■利用状況等	・施設によって稼働率には差がありますが、どの施設も主な利用者は60歳以上であることが共通しています。	

■対象施設の基本情報

施設名	地区	区域区分	単独/複合	管理運営形態	施設面積		構造	建設年数	
					敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)		建設年	経過年数
上富第1区集会所	上富地区	市街化調整区域	単独	直営 (一部委託)	1,240.91	276.84	S (軽量鉄骨)	平成11年 (1999)	22
上富第1区第2集会所	上富地区	市街化調整区域	単独	直営 (一部委託)	187.01	72.87	S (軽量鉄骨)	昭和60年 (1985)	36
上富第3区集会所	上富地区	市街化調整区域	単独	直営 (一部委託)		282.13	S (軽量鉄骨)	平成2年 (1990)	31
上富第3区第2集会所	上富地区	市街化調整区域	単独	直営 (一部委託)	330.88	92.29	W	平成19年 (2007)	14
北永井第1区集会所	北永井地区	市街化調整区域	単独	直営 (一部委託)		186.87	W	昭和60年 (1985)	36
北永井第2区集会所	北永井地区	市街化調整区域	単独	直営 (一部委託)	1,900.00	301.53	S (軽量鉄骨)	昭和59年 (1984)	37
北永井第3区集会所	北永井地区	市街化調整区域	単独	直営 (一部委託)	861.94	327.52	S (軽量鉄骨)	平成13年 (2001)	20
北永井第3区第2集会所	北永井地区	市街化調整区域	単独	直営 (一部委託)		77.01	W	平成4年 (1992)	29
藤久保第1区集会所	藤久保地区	市街化区域	単独	直営 (一部委託)	300.13	282.75	S (軽量鉄骨)	昭和57年 (1982)	39
藤久保第1区第2集会所	藤久保地区	市街化区域	単独	直営 (一部委託)	711.05	134.15	W	平成24年 (2012)	9
藤久保第2区集会所	藤久保地区	市街化区域	単独	直営 (一部委託)	600.31	344.48	S (軽量鉄骨)	平成20年 (2008)	13
藤久保第3区集会所	藤久保地区	市街化区域	単独	直営 (一部委託)	231.69	132.54	S (軽量鉄骨)	令和2年 (2020)	1
藤久保第3区集会所分室	藤久保地区	市街化区域	単独	直営 (一部委託)	671.00	49.68	S (軽量鉄骨)	平成2年 (1990)	31
藤久保第3区第2集会所	藤久保地区	市街化区域	単独	直営 (一部委託)	319.00	280.89	W	平成16年 (2004)	17
藤久保第4区集会所	藤久保地区	市街化区域	単独	直営 (一部委託)	314.55	283.62	S (軽量鉄骨)	昭和60年 (1985)	36
藤久保第4区第2集会所	藤久保地区	市街化区域	単独	直営 (一部委託)	330.60	74.52	W	昭和62年 (1987)	34
藤久保第4区第3集会所	藤久保地区	市街化区域	単独	直営 (一部委託)	165.34	69.56	W	平成元年 (1989)	32
藤久保第4区第4集会所	藤久保地区	市街化区域	単独	直営 (一部委託)	110.00	124.20	W	平成4年 (1992)	29
藤久保第5区集会所	藤久保地区	市街化区域	単独	直営 (一部委託)	433.00	92.47	W	昭和56年 (1981)	40
藤久保第5区第2集会所	藤久保地区	市街化調整区域	単独	直営 (一部委託)		275.10	S (軽量鉄骨)	平成7年 (1995)	26
藤久保第5区第3集会所	藤久保地区	市街化区域	単独	直営 (一部委託)	646.01	190.15	W	平成19年 (2007)	14
藤久保第6区集会所	藤久保地区	市街化区域	単独	直営 (一部委託)	330.60	262.02	S (軽量鉄骨)	昭和61年 (1986)	35
竹間沢第1区集会所	竹間沢地区	市街化調整区域	単独	直営 (一部委託)		315.12	S (軽量鉄骨)	昭和62年 (1987)	34
竹間沢第1区第2集会所	竹間沢地区	市街化調整区域	単独	直営 (一部委託)	292.00	134.98	W	平成18年 (2006)	15
竹間沢第1区第3集会所	竹間沢地区	市街化調整区域	単独	直営 (一部委託)	160.00	62.10	W	平成2年 (1990)	31
みよし台第1区集会所	藤久保地区	市街化調整区域	単独	直営 (一部委託)	332.82	280.72	S (軽量鉄骨)	平成元年 (1989)	32

※竹間沢第1区集会所の敷地面積は歴史民俗資料館に含む

(2) 適正化の方向性

○機能確保の方向性

- ・地域コミュニティ活動の拠点や、災害時における地域防災の拠点としての機能を確保するため、各地域における利用状況を踏まえつつ、各行政区につき1施設程度、集会所を確保します。
- ・地域活動団体等による需要が特に高い地域においては、地域で空き家を管理・運営する仕組みづくりを検討し、空き家を地域主体で管理する集会所として活用できる環境の整備を検討します。

○運営の方向性

- ・直営による運営を基本としつつ、コミュニティ等による自主管理の導入を検討し、柔軟な運用による誰もが集える居場所づくりを進めます。

(3) 適正化方策


施設名	適正化方策	適正化方策の説明
上富第1区 集会所	統合検討 (集約検討)	地域防災の拠点であり行政区活動の拠点であることから、同行政区内の上富第1区第2集会所の機能集約を検討します。
上富第1区 第2集会所	統合検討 (廃止検討)	今後は、人口減少や高齢化の進行、生活スタイルの変化等により、利用ニーズが変化する可能性があることから、利用状況の変化等に配慮しながら、中長期的には、上富第1区内にあり、本施設より新しくバリアフリー対応がされている上富第1区集会所への機能集約を検討します。
上富第3区 集会所	維持	地域防災の拠点であり行政区活動の拠点であることから、修繕対応を図りながら維持します。
上富第3区 第2集会所	複合化検討 (廃止検討)	利用者数が少なく、定期的に使用していた自治会活動が減少していることから、中長期的には、近接する中央公民館への機能集約を検討します。
北永井第1区 集会所	維持	地域防災の拠点であり行政区活動の拠点であることから、修繕対応を図りながら維持します。
北永井第2区 集会所	維持	地域防災の拠点であり行政区活動の拠点であることから、修繕対応を図りながら維持します。
北永井第3区 集会所	維持	地域防災の拠点であり行政区活動の拠点であることから、修繕対応を図りながら維持します。
北永井第3区 第2集会所	維持	集会所の利用圏域から北永井第3区には集会所を2つ確保します。利用者の利便性を考慮し、立地のバランスから、本施設は修繕対応を図りながら維持します。
藤久保第1区 集会所	統合検討 (集約検討)	地域防災の拠点であり行政区活動の拠点であることから、同敷地内の藤久保第1区第2集会所の機能集約を検討します。
藤久保第1区 第2集会所	統合検討 (廃止検討)	今後は、人口減少や高齢化の進行、生活スタイルの変化等により、利用ニーズが変化する可能性があることから、利用状況の変化等に配慮しながら、中長期的には、藤久保第1区集会所への機能集約を検討します。
藤久保第2区 集会所	維持	地域防災の拠点であり行政区活動の拠点であることから、修繕対応を図りながら維持します。
藤久保第3区 集会所	統合検討 (集約検討)	地域防災の拠点であることから藤久保第3区第2集会所の機能集約を検討します。
藤久保第3区 集会所分室	廃止済み	藤久保第3区集会所の建替えに合わせて機能集約し、施設を廃止しました。

藤久保第3区 第2集会所	統合検討 (廃止検討)	今後は、人口減少や高齢化の進行、生活スタイルの変化等により、利用ニーズが変化する可能性があることから、利用状況の変化等に配慮しながら、中長期的には、藤久保第3区集会所への機能集約を検討します。
藤久保第4区 集会所	統合検討 (集約検討)	集会所の利用圏域から藤久保第4区には集会所を2つ確保します。地域防災の拠点であり行政区活動の拠点であることから、藤久保第4区第3集会所の機能集約を検討します。
藤久保第4区 第2集会所	統合検討 (集約検討)	集会所の利用圏域から藤久保第4区には集会所を2つ確保します。中長期的には、駐車場があり利便性が高いことから、藤久保第4区第4集会所の機能集約を検討します。
藤久保第4区 第3集会所	統合検討 (廃止検討)	今後は、人口減少や高齢化の進行、生活スタイルの変化等により、利用ニーズが変化する可能性があることから、利用状況の変化等に配慮しながら、中長期的には、藤久保第4区集会所への機能集約を検討します。
藤久保第4区 第4集会所	統合検討 (廃止検討)	今後は、人口減少や高齢化の進行、生活スタイルの変化等により、利用ニーズが変化する可能性があることから、利用状況の変化等に配慮しながら、藤久保第4区第2集会所への機能集約を検討します。
藤久保第5区 集会所	維持	集会所の利用圏域から藤久保第5区には集会所を2つ確保します。利用者の利便性を考慮し、立地のバランスから、本施設は修繕対応を図りながら維持します。
藤久保第5区 第2集会所	統合検討 (集約検討)	地域防災の拠点であり行政区活動の拠点であることから、藤久保第5区第3集会所の機能集約を検討します。
藤久保第5区 第3集会所	統合検討 (廃止検討)	今後は、人口減少や高齢化の進行、生活スタイルの変化等により、利用ニーズが変化する可能性があることから、利用状況の変化等に配慮しながら、中長期的には、藤久保第5区第2集会所への機能集約を検討します。
藤久保第6区 集会所	維持	地域防災の拠点であり行政区活動の拠点であることから、修繕対応を図りながら維持します。
竹間沢第1区 集会所	統合検討 (集約検討)	地域防災の拠点であり行政区活動の拠点であることから、竹間沢第1区第3集会所の機能集約を検討します。
竹間沢第1区 第2集会所	複合化検討 (廃止検討)	今後は、人口減少や高齢化の進行、生活スタイルの変化等により、利用ニーズが変化する可能性があることから、利用状況の変化等に配慮しながら、中長期的には、近接する竹間沢公民館への機能集約を検討します。
竹間沢第1区 第3集会所	統合検討 (廃止検討)	定期的に使っていた自治会活動が減少しており、今後は、人口減少や高齢化の進行、生活スタイルの変化等により、利用ニーズが変化する可能性があることから、中長期的には、竹間沢第1区集会所への機能集約を検討します。
みよし台 第1区集会所	維持	地域防災の拠点であり行政区活動の拠点であることから、修繕対応を図りながら維持します。

9. トイレ（公園等）

9-1. トイレ（公園等）

(1) 基本情報（個別施設の状態等）

<p>■目的・機能等</p>	<p>・公園利用者の利便性を確保するため、公園施設として設置されています。</p>	
<p>■建物状態等</p>	<p>・整備時期にばらつきがあり、整備から40年以上経過している施設もあります。</p>	
<p>■利用状況等</p>	<p>・公園を訪れる人の利用が想定されますが、近年は、特に健康づくりで訪れる高齢者や、子育て世代の家族等の利用が主であることが予想されます。 ※参考資料：（一社）日本公園緑地協会 「公園のトイレについて」より</p>	

※都市公園法施行令 第2条
この法律において「公園施設」とは、都市公園の効用を全うするため当該都市公園に設けられる次に掲げる施設をいう。
略
七 飲食店、売店、駐車場、便所その他の便益施設で政令で定めるもの

■対象施設の基本情報

施設名	地区	区域区分	単独/複合	管理運営形態	施設面積		構造	建設年数	
					敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)		建設年	経過年数
新開公園	みよし台地区	市街化区域	単独	直営 (一部委託)		3.36	RC	昭和62年 (1987)	34
唐沢公園	みよし台地区	市街化区域	単独	直営 (一部委託)		9.45	S(軽量鉄骨)	昭和54年 (1979)	42
北松原公園	藤久保地区	市街化区域	単独	直営 (一部委託)		3.60	CB	平成7年 (1995)	26
俣埜公園	藤久保地区	市街化区域	単独	直営 (一部委託)		3.59	S(軽量鉄骨)	昭和58年 (1983)	38
藤久保第1公園	藤久保地区	市街化区域	単独	直営 (一部委託)		5.35	RC	平成27年 (2015)	6
藤久保第2公園	藤久保地区	市街化区域	単独	直営 (一部委託)		1.03	ウレタン	平成27年 (2015)	6
富士塚第1公園	藤久保地区	市街化区域	単独	直営 (一部委託)		5.41	RC	平成29年 (2017)	4
富士塚第2公園	藤久保地区	市街化区域	単独	直営 (一部委託)		5.41	RC	平成27年 (2015)	6
北松原第2公園	藤久保地区	市街化区域	単独	直営 (一部委託)		5.60	RC	平成30年 (2018)	3
竹間沢東公園	竹間沢地区	市街化区域	単独	直営 (一部委託)		16.33	CB	平成9年 (1997)	24
上富中下子供広場	上富地区	市街化調整区域	単独	直営 (一部委託)		10.32	CB	平成17年 (2005)	16
北側子供広場	竹間沢地区	市街化調整区域	単独	直営 (一部委託)		1.78	FRP	平成11年 (1999)	22
藤久保第5区子供広場	藤久保地区	市街化調整区域	単独	直営 (一部委託)		1.03	ウレタン	平成25年 (2013)	8
北松原第3公園	藤久保地区	市街化区域	単独	直営 (一部委託)		5.60	RC	令和元年 (2019)	2
木ノ宮地藏堂	上富地区	市街化調整区域	単独	直営 (一部委託)		10.27	CB	昭和63年 (1988)	33
多目的広場	藤久保地区	市街化調整区域	単独	直営 (一部委託)		65.02	RC	平成20年 (2008)	13
運動公園	藤久保地区	市街化調整区域	単独	直営 (一部委託)		32.91	CB	昭和62年 (1987)	34

(2) 適正化の方向性

○機能確保の方向性

- ・今後も、公園利用者等の利用が想定されることから修繕対応により、機能を維持します。

○運営の方向性

- ・トイレが設置されている各公園等の運営方針に従って、維持管理します。

(3) 適正化方策

施設名	適正化方策	適正化方策の説明
トイレ (新開公園)	維持	公園利用者の利用が今後も想定されることから、修繕対応を図りながら維持します。また、RC造である新開公園、藤久保第1公園、富士塚第1公園、富士塚第2公園、北松原第2公園、北松原第3公園、多目的広場のトイレに関しては、防災時の利用も見据えて安全性を確保します。
トイレ (唐沢公園)	維持	
トイレ (北松原公園)	維持	
トイレ (俣埜公園)	維持	
トイレ (藤久保第1公園)	維持	
トイレ (藤久保第2公園)	維持	
トイレ (富士塚第1公園)	維持	
トイレ (富士塚第2公園)	維持	
トイレ (北松原第2公園)	維持	
トイレ (竹間沢東公園)	維持	
トイレ (上富中下子供広場)	維持	
トイレ (北側子供広場)	維持	
トイレ (藤久保第5区 子供広場)	維持	
トイレ (北松原第3公園)	維持	
トイレ (木ノ宮地藏堂)	維持	
トイレ (多目的広場)	維持	
トイレ (運動公園)	維持	

第5章 全体計画

1. 全体の配置方針

1-1. 基本的な考え方

今後、人口減少や少子高齢化の進行が想定される中で、持続可能な都市経営を進めていくために、集約型の都市構造への転換と合わせた、公共サービスの規模や配置の適正化を進めることが重要です。

そのため本計画では、都市計画マスタープランに示される町全体としての持続可能な都市構造の形成、住民の生活を支えるための適切な公共サービスの配置の2つの視点から、公共施設の配置方針を定めます。

(1) 町全体としての持続可能な都市構造の形成

都市計画マスタープランにおける将来都市構造を基本とし、公共・活動拠点への公共サービスの集約を進めます。

① 総合拠点

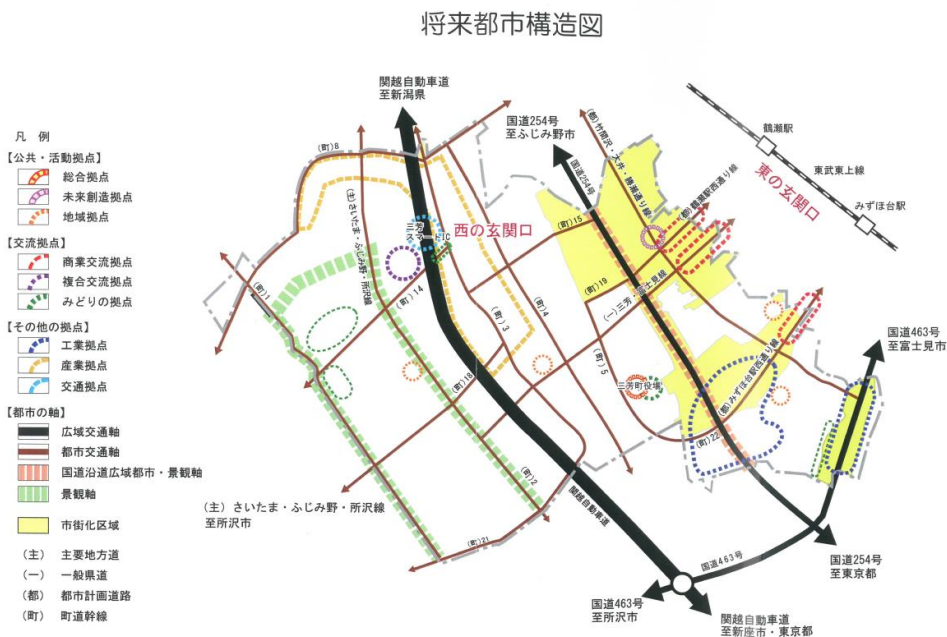
- ・公共公益機能及び良好な環境の維持・強化を進める拠点として、町全域が利用圏域となる公共サービスの維持・集約を進めます。

② 未来創造拠点

- ・将来にわたり多くの住民が利用できる施設の整備を進める拠点として、総合拠点と分担しながら、商業機能を有する市街地である利便性を活かした、町全域が利用圏域となる公共サービスの集約を進めるとともに、藤久保地区が利用圏域となる公共サービスの維持・集約を進めます。

③ 地域拠点

- ・身近な生活利便施設や公共公益機能の維持等に努めることで、地域住民の生活と地域間の交流を支える生活拠点として、小中学校等を中心とした地域を利用圏域とする公共サービスの維持・集約を進めます。



参考：将来都市構造（三芳町都市計画マスタープラン）

(2) 住民の生活を支えるための適切な公共サービスの配置

人口減少が想定される中で、サービス水準を維持し、住民の身近な生活を支えるために、各公共サービスの利用圏域を踏まえた施設の配置を進めます。

① 町内全域を利用圏域とする公共サービス

- ・ 町役場や文化会館、総合体育館、歴史施設等の公共サービスは、町内全域の住民が利用することから、総合拠点や未来創造拠点周辺への維持・集約を進めます。

② 各小中学校等を中心とした地域を利用圏域とする公共サービス

- ・ 学校教育施設や公民館、学童保育室、児童館等の公共サービスは、各地域単位での交流やにぎわい、健康づくりを支えるものであることから、地域拠点周辺への維持・集約を進めます。

③ 身近なコミュニティを利用圏域とする公共サービス

- ・ 集会所等の公共サービスは、身近なコミュニティの活動や災害時には地域で支え合い共助意識を高めるものであることから、各行政区において確保を進めます。

1-2. 全体適正化に向けた考え方の補完

(1) コンパクトな施設配置

各公共施設の複合化や統廃合を進めるとともに、各分野の施設を集約することで、利用しやすく効率的な公共施設の配置を進めます。施設の移転や統廃合、複合化を行う際には、交通利便性や他の施設との近接性を考慮したコンパクトな施設配置を進めます。

(2) 人口バランスや市街化状況を踏まえた施設配置

各地域による人口の偏りや市街化区域の分布等を踏まえて、より多くの人々が利用する施設は、人口が集中し、比較的施設の高度利用が可能な場所に配置する等、町全体として利用しやすい施設配置を進めます。

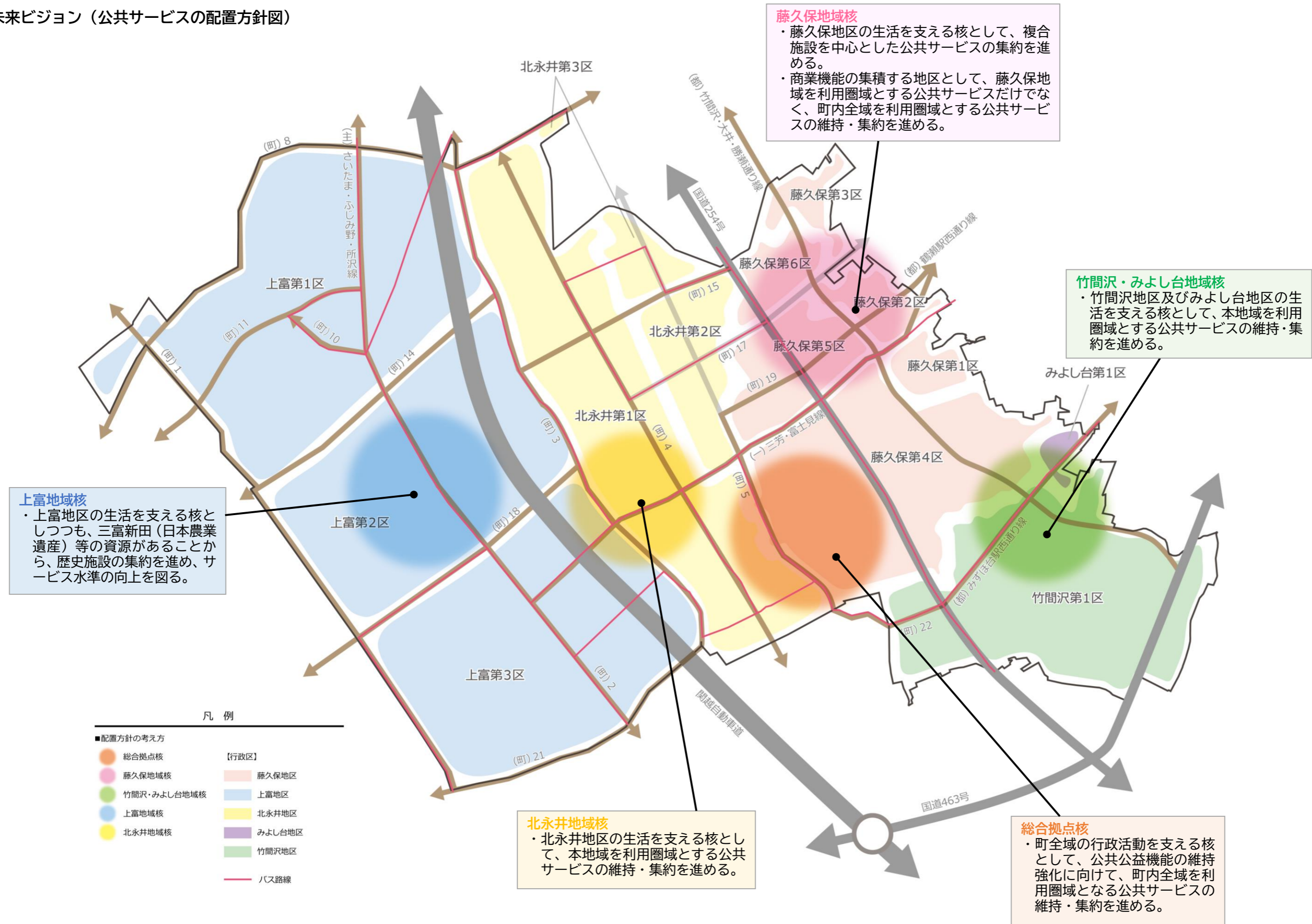
(3) サービス水準を高める施設配置

地域資源や他の公共施設等との連携により相乗効果が発揮される施設配置とすることで、各分野の公共施設が提供するサービスの質を高めます。

(4) 土地利用現況等を踏まえた適切な施設用地の選定

上記の考え方に基づき、公共施設の再配置を進めることを基本としつつ、統合や複合化だけでなく機能を維持するために建替えを行う際にも、土地利用現況や土地所有状況も踏まえて、最適な用地を選定します。

■未来ビジョン（公共サービスの配置方針図）



2. 地域別の配置方針

2-1. 上富、北永井

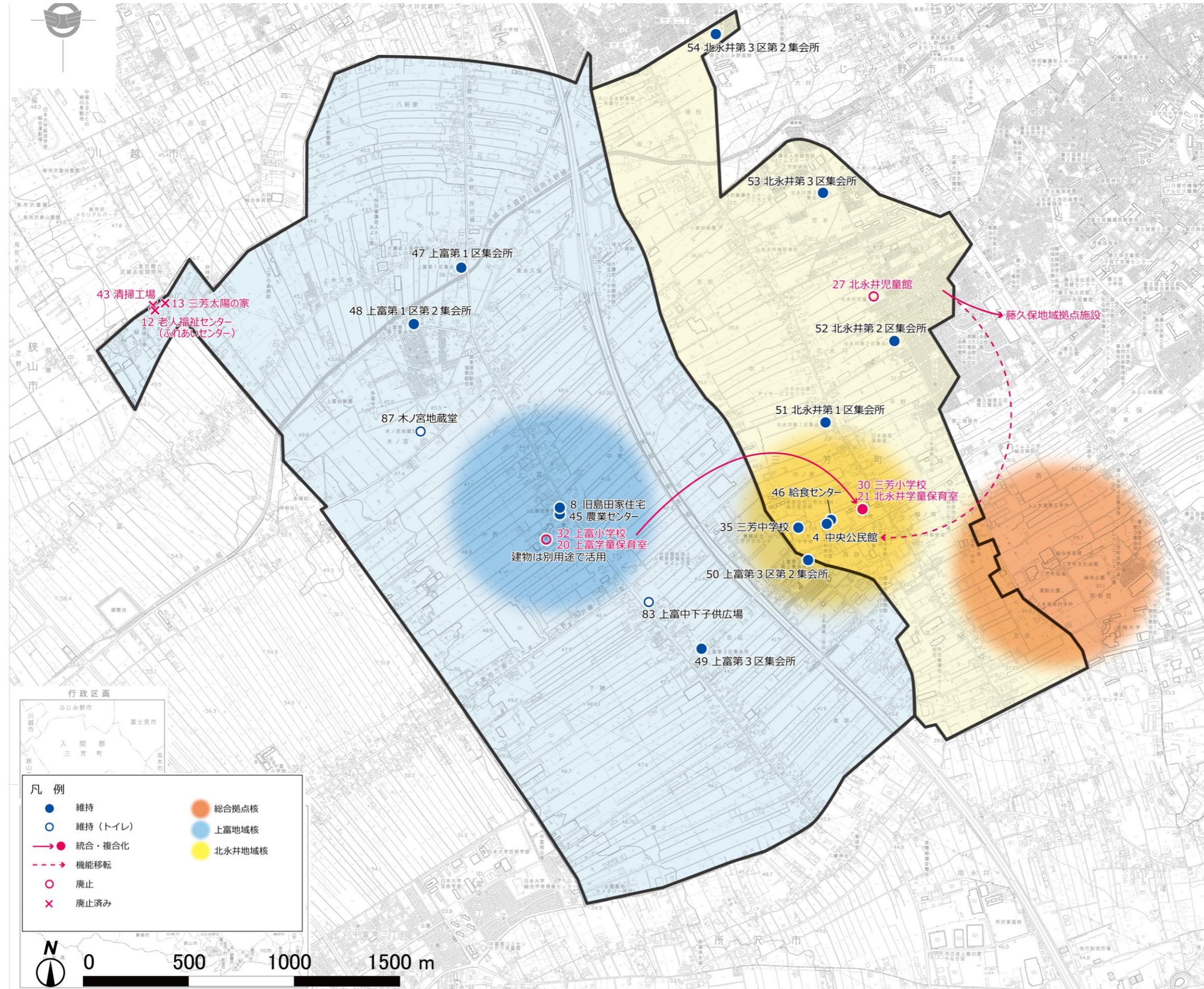
■：再配置方策の実施時期 □：統合・複合化の組合せ ⇒：予防保全の考え方に立った修繕の実施

■：上富・北永井地域

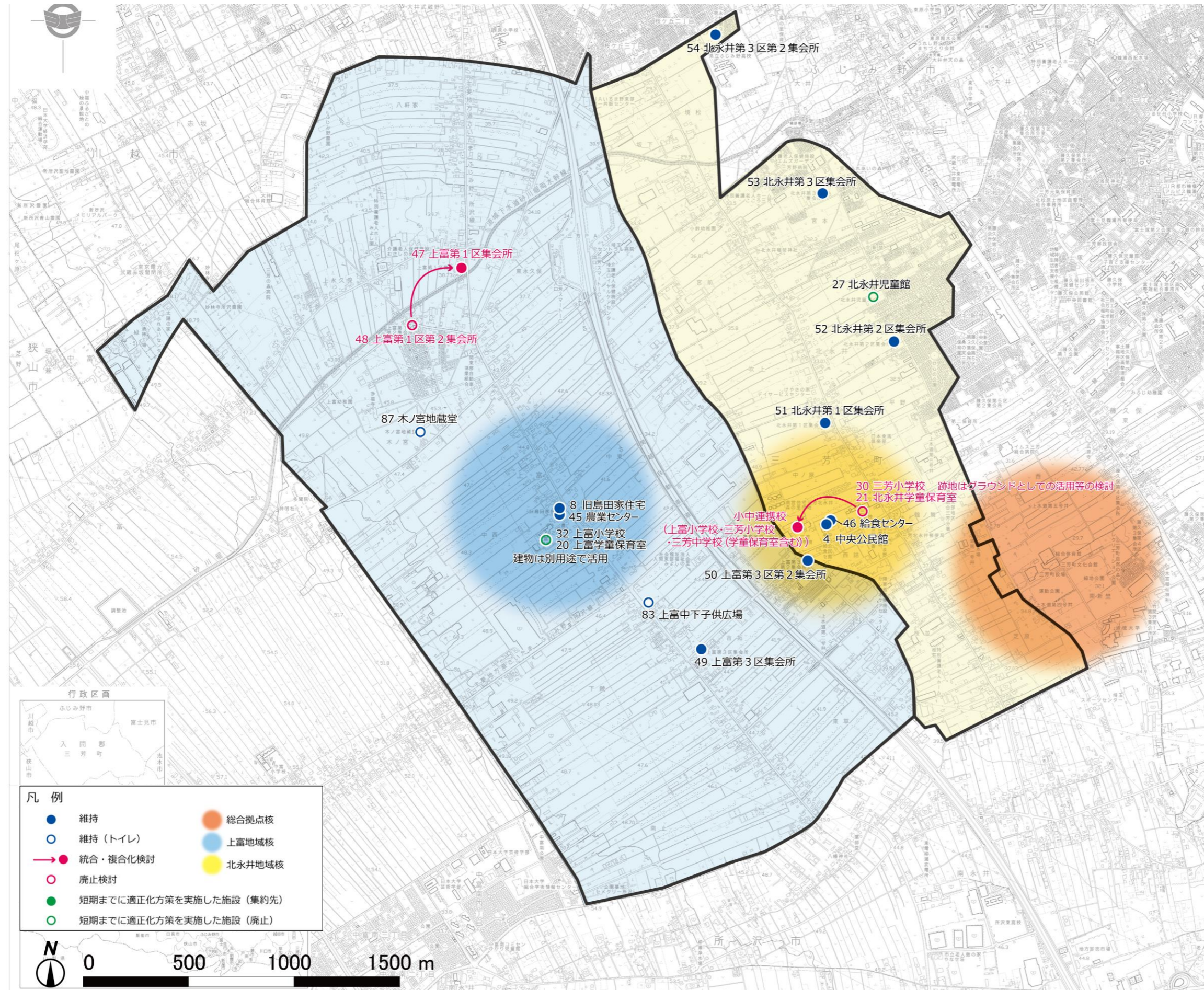
	分類	施設名	再配置方策	実施期間				
				短期 2021～ 2030	中期 2031～ 2040	長期 2041～ 2060		
統合・複合化を図る施設	保健福祉施設	20	上富学童保育室	・現施設は廃止を検討し、北永井学童保育室へ統合	■			
		21	北永井学童保育室	・現在地での建替え ・上富学童保育室の受け入れ検討	⇒	■	⇒	
	学校教育施設	小学校・中学校	30	三芳小学校	・現在地での建替え ①上富小学校の受け入れ検討 ②三芳中学校との複合化の検討、跡地はグラウンドとしての活用等の検討	①	②	⇒
			32	上富小学校	①三芳小学校への統合検討 ②一部施設は活用し、歴史民俗資料館の整備についても検討	①	②	
		35	三芳中学校	・現在地での建替え ・現在地での、三芳小学校を受け入れる小中連携校としての建替えの検討	⇒	■	⇒	
	文化社会教育施設	公民館	4	中央公民館	・現在地での建替え ・北永井児童館の受け入れの検討 ・上富第3区第2集会所の受け入れ検討	⇒	⇒	⇒
	保健福祉施設	児童館	27	北永井児童館	・現施設は廃止を検討し、整備される藤久保地域拠点施設に機能を移転 ・中央公民館において機能を補完	■		
	コミュニティ施設	集会所	50	上富第3区第2集会所	・現施設は廃止し、中央公民館への機能移転を検討	⇒	⇒	■
	コミュニティ施設	集会所	47	上富第1区集会所	・現在地での建替え ・上富第1区第2集会所の受け入れの検討	⇒	■	⇒
			48	上富第1区第2集会所	・現施設は廃止し、上富第1区集会所への統合の検討	⇒	■	
機能の維持を図る施設	文化社会教育施設	歴史施設	8	旧島田家住宅	・修繕対応を図りながら維持	⇒	⇒	⇒
	行政施設その他	産業振興施設	45	農業センター	・現在地での建替え	⇒	■	⇒
		給食センター	46	給食センター	・現在地での建替え	⇒	⇒	⇒
	コミュニティ施設	集会所	49	上富第3区集会所	・現在地での建替え	⇒	⇒	■
			51	北永井第1区集会所	・現在地での建替え	⇒	■	⇒
			52	北永井第2区集会所	・現在地での建替え	⇒	■	⇒
			53	北永井第3区集会所	・現在地での建替え	⇒	⇒	■
54	北永井第3区第2集会所	・現在地での建替え	⇒	⇒	■			
廃止・民間移行を図る施設	保健福祉施設	福祉施設	12	老人福祉センター（ふれあいセンター）	・社会福祉法人移行済み	—		
			13	三芳太陽の家	・社会福祉法人移行済み	—		
	行政施設・その他	43	清掃工場	・施設廃止済み	—			

※トイレは全て適切に維持、現在地での建替え

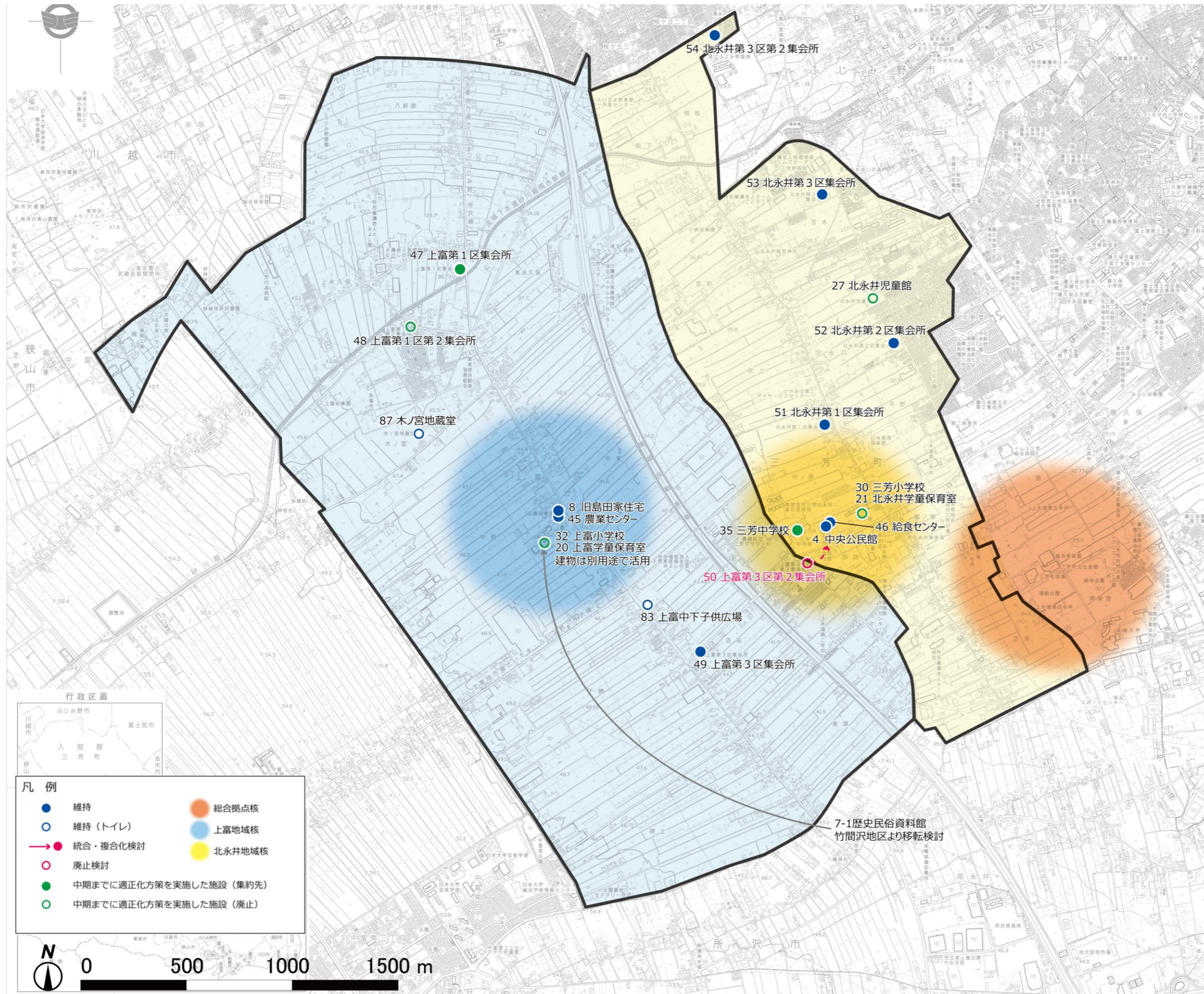
■再配置方策の実施方針（短期）



■再配置方策の実施方針（中期） ※適正化方策を実施した場合の施設配置

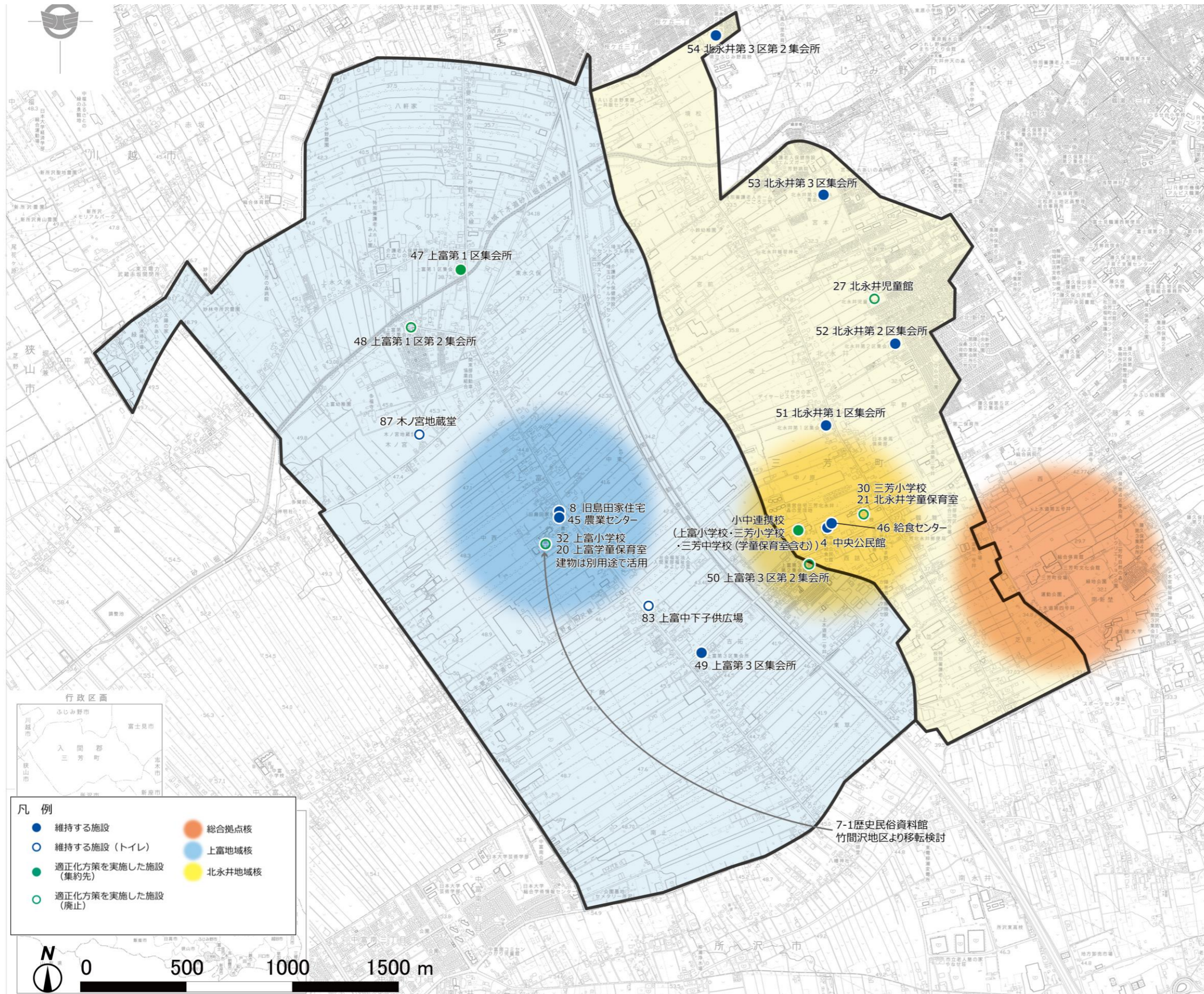


■再配置方策の実施方針（長期） ※適正化方策を実施した場合の施設配置



※中長期的な適正化方策については、今後のニーズ等の変化を踏まえた上で、実施の可能性を検討します。

■上富、北永井 公共施設将来配置図 ※適正化方策を実施した場合の施設配置



※中長期的な適正化方策については、今後のニーズ等の変化を踏まえた上で、実施の可能性を検討します。

2-2. 藤久保、竹間沢、みよし台

■：再配置方策の実施時期 □：統合・複合化の組合せ ⇒：予防保全の考え方に立った修繕の実施
■：藤久保地域 ■：竹間沢・みよし台地域

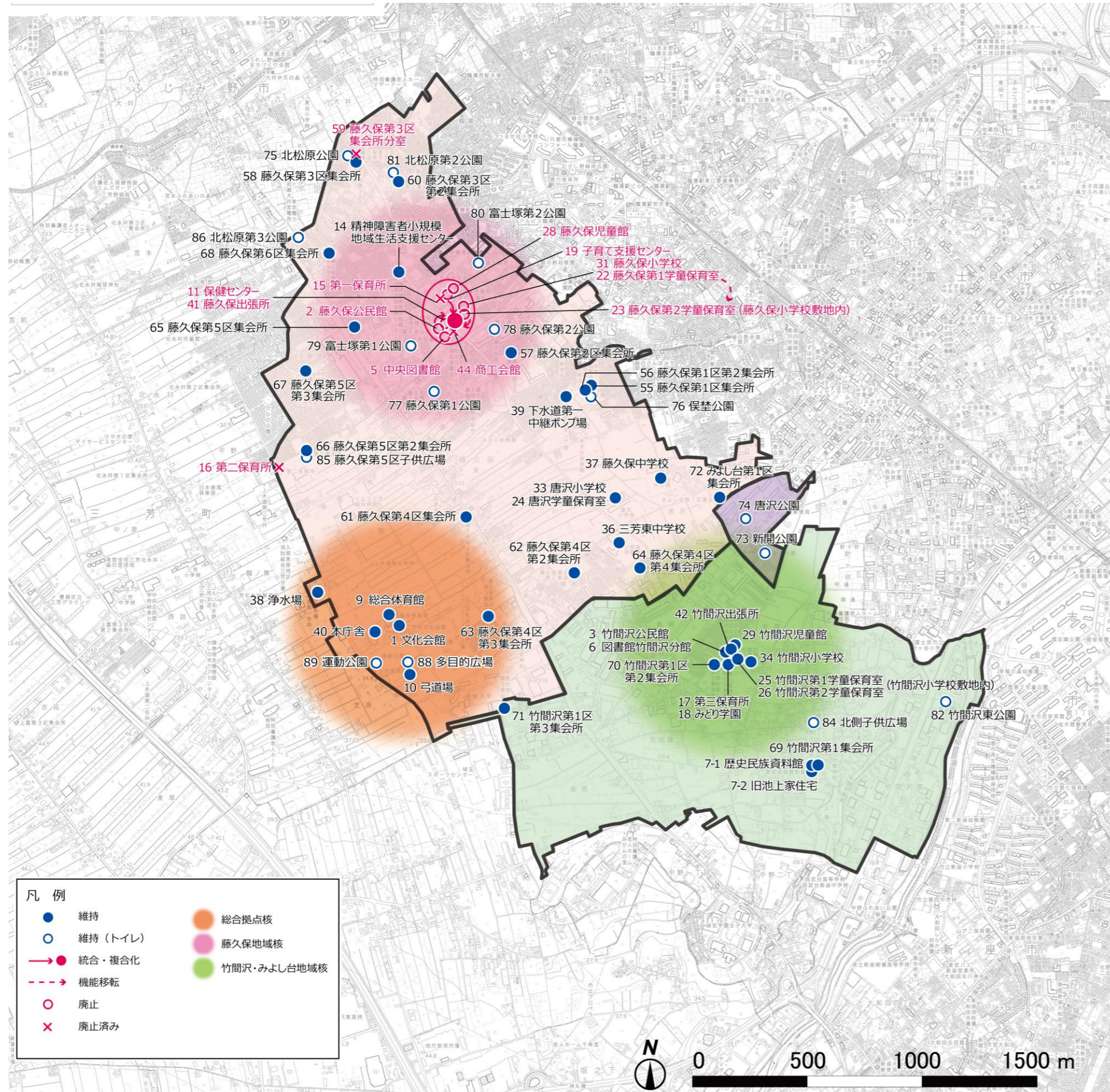
	分類	施設名	再配置方策	実施期間				
				短期 2021～ 2030	中期 2031～ 2040	長期 2041～ 2060		
統合・複合化を図る施設	文化社会教育施設	公民館	2 藤久保公民館	・現施設は廃止し、藤久保地域拠点施設の整備に伴う複合化 ・指定管理者制度の活用等について検討	■			
		図書館	5 中央図書館	・現施設は廃止し、藤久保地域拠点施設の整備に伴う複合化 ・機能拡充の検討	■			
	保健福祉施設	福祉施設	11 保健センター	・現施設は廃止し、藤久保地域拠点施設の整備に伴う複合化 ・保健機能を確保しつつ人口減少に応じた適切な規模の確保	■			
		子育て支援センター	19 子育て支援センター	・現施設は廃止し、藤久保地域拠点施設の整備に伴う複合化	■			
		学童保育室	22 藤久保第1学童保育室	・現施設は廃止し、藤久保第2学童保育室との機能の統合、北永井児童館、藤久保児童館との複合化 ・藤久保地域拠点施設の整備に伴う複合化	■	⇒	⇒	
			23 藤久保第2学童保育室	・現施設は廃止し、藤久保第1学童保育室との機能の統合、北永井児童館、藤久保児童館との複合化 ・藤久保地域拠点施設の整備に伴う複合化	■			
	児童館	28 藤久保児童館	・現施設は廃止し、藤久保地域拠点施設の整備に伴う複合化 ・適切な規模の確保	■				
	学校教育施設	小学校・中学校	31 藤久保小学校	・現施設は廃止し、藤久保地域拠点施設の整備に伴う複合化 ・適切な規模の確保	■			
	行政施設・その他	庁舎・出張所	41 藤久保出張所	・現施設は廃止し、藤久保地域拠点施設の整備に伴う複合化 ・適切な規模の確保	■			
	文化社会教育施設	公民館	3 竹間沢公民館	・現在地での建替え ・竹間沢出張所の受け入れ検討 ・竹間沢第1区第2集会所の受け入れ検討	⇒	⇒	■ ↑↑	
		図書館	6 図書館竹間沢分館	・竹間沢公民館と併せて維持	⇒	⇒	■ ↑	
		行政施設・その他	庁舎・出張所	42 竹間沢出張所	・竹間沢公民館への複合化の検討	⇒	⇒	■ ↑
		コミュニティ施設	集会所	70 竹間沢第1区第2集会所	・現施設は廃止し、竹間沢公民館への機能移転を検討	⇒	⇒	■ ↑
	保健福祉施設	学童保育室	24 唐沢学童保育室	・唐沢小学校の建替えに併せて建替え ・竹間沢第1学童保育室、竹間沢第2学童保育室、竹間沢児童館の受け入れ検討	⇒	■ ↑↑↑	⇒	
			25 竹間沢第1学童保育室	・現施設は廃止し、唐沢学童保育室との統合の検討	⇒	■ ↑	⇒	
			26 竹間沢第2学童保育室	・現施設は廃止し、唐沢学童保育室との統合の検討	⇒	■ ↑	⇒	
児童館	29 竹間沢児童館	・現施設は廃止し、唐沢学童保育室との複合化の検討 ・適切な規模の確保	⇒	■ ↑	⇒			
学校教育施設	小学校・中学校	33 唐沢小学校	・現在地での建替え ・竹間沢小学校の受け入れ検討	⇒	■ ↑	⇒		
		34 竹間沢小学校	・現施設は廃止し、唐沢小学校との統合の検討 ・創出される土地の活用可能性について検討	⇒	■ ↑	⇒		

分類	施設名	再配置方策	実施期間				
			短期 2021～ 2030	中期 2031～ 2040	長期 2041～ 2060		
学校教育施設	小学校・中学校	36 三芳東中学校	・現在地での建替え ・藤久保中学校の受け入れ検討	⇒	⇒	■ ↑	
		37 藤久保中学校	・三芳東中学校への統合の検討	⇒	⇒	■ ↑	
コミュニティ施設	集会所	55 藤久保第1区集会所	・現在地での建替え ・藤久保第1区第2集会所の受け入れ検討	⇒	⇒	■ ↑	
		56 藤久保第1区第2集会所	・現施設は廃止し、藤久保第1区集会所への統合の検討	⇒	⇒	■ ↑	
コミュニティ施設	集会所	58 藤久保第3区集会所	・現在地での建替え ・藤久保第3区第2集会所の受け入れ検討	⇒	⇒	■ ↑	
		60 藤久保第3区第2集会所	・現施設は廃止し、藤久保第3区集会所への統合の検討	⇒	⇒	■ ↑	
コミュニティ施設	集会所	61 藤久保第4区集会所	・現在地の建替え ・藤久保第4区第3集会所の受け入れ検討	⇒	■ ↑	⇒	
		63 藤久保第4区第3集会所	・現施設は廃止し、藤久保第4区集会所への統合の検討	⇒	■ ↑		
コミュニティ施設	集会所	62 藤久保第4区第2集会所	・現在地での建替え ・藤久保第4区第4集会所の受け入れ検討	⇒	■ ↑	⇒	
		64 藤久保第4区第4集会所	・現施設は廃止し、藤久保第4区第2集会所への統合の検討	⇒	■ ↑		
コミュニティ施設	集会所	66 藤久保第5区第2集会所	・現在地での建替え ・藤久保第5区第3集会所の受け入れ検討	⇒	⇒	■ ↑	
		67 藤久保第5区第3集会所	・現施設は廃止し、藤久保第5区第2集会所への統合の検討	⇒	⇒	■ ↑	
コミュニティ施設	集会所	69 竹間沢第1区集会所	・現在地での建替え ・竹間沢第1区第3集会所の受け入れ検討	⇒	■ ↑	⇒	
		71 竹間沢第1区第3集会所	・現施設は廃止し、竹間沢第1区集会所への統合の検討	⇒	■ ↑		
機能の維持を図る施設	文化社会教育施設	文化会館	1 文化会館	・現在地での建替え	⇒	⇒	⇒
	歴史施設	歴史施設	7-1 歴史民俗資料館	・上富小学校跡地への移転の可能性について検討 ・移転を実施しない場合現在地での建替え	⇒	⇒	⇒
			7-2 旧池上家住宅	・修繕対応を図りながら維持	⇒	⇒	⇒
	体育施設	体育施設	9 総合体育館	・現在地での建替え	⇒	⇒	⇒
			10 弓道場	・現在地での建替え	⇒	⇒	■
	保健福祉施設	福祉施設	14 精神障害者小規模地域生活支援センター	・現在地での建替え	⇒	⇒	■
		保育所	17 第三保育所	・現在地での建替え	⇒	⇒	⇒
		みどり学園	18 みどり学園	・現在地での建替え ・適切な規模の確保	⇒	⇒	■
	都市・上下水道施設	都市・上下水道施設	38 浄水場	・企業会計	—	—	—
			39 下水道第一中継ポンプ場	・企業会計	—	—	—
	行政施設・その他	庁舎・出張所	40 本庁舎	・現在地での建替え	⇒	⇒	■
	コミュニティ施設	集会所	57 藤久保第2区集会所	・現在地での建替え	⇒	⇒	■
			65 藤久保第5区集会所	・現在地での建替え	⇒	■	⇒
68 藤久保第6区集会所			・現在地での建替え	⇒	■	⇒	
72 みよし台第1区集会所			・現在地での建替え	⇒	■	⇒	

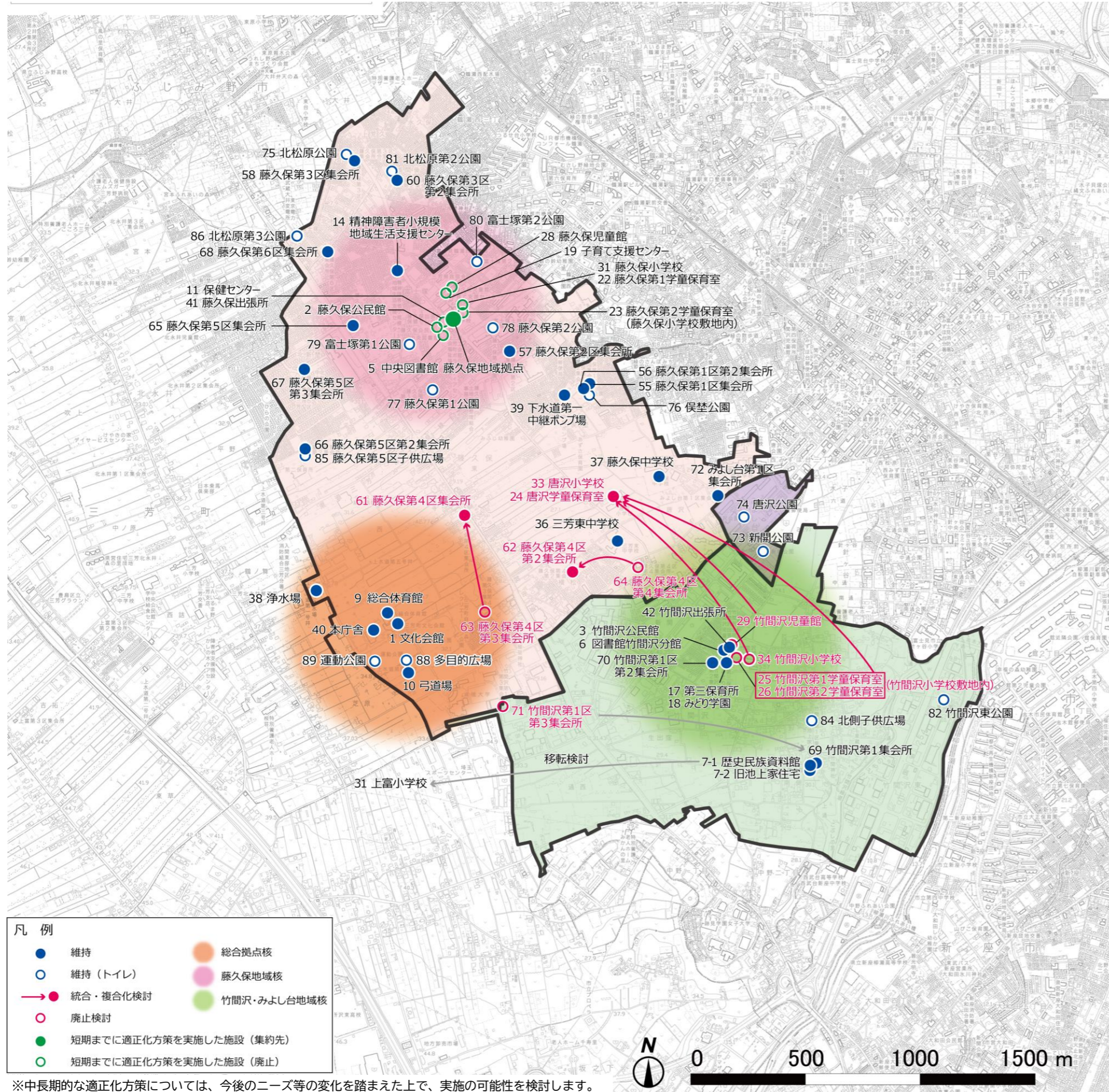
	分類		施設名		再配置方策	実施期間		
						短期 2021～ 2030	中期 2031～ 2040	長期 2041～ 2060
廃止・民間移行を図る施設	保健福祉施設	保育所	15	第一保育所	・施設廃止済み	—		
			16	第二保育所	・社会福祉法人移行済み	—		
	行政施設・その他	産業振興施設	44	商工会館	・施設廃止済み	—		
	コミュニティ施設	集会所	59	藤久保第3区 集会所分室	・施設廃止済み	—		

※トイレは全て適切に維持、現在地での建替え

■再配置方策の実施方針（短期）

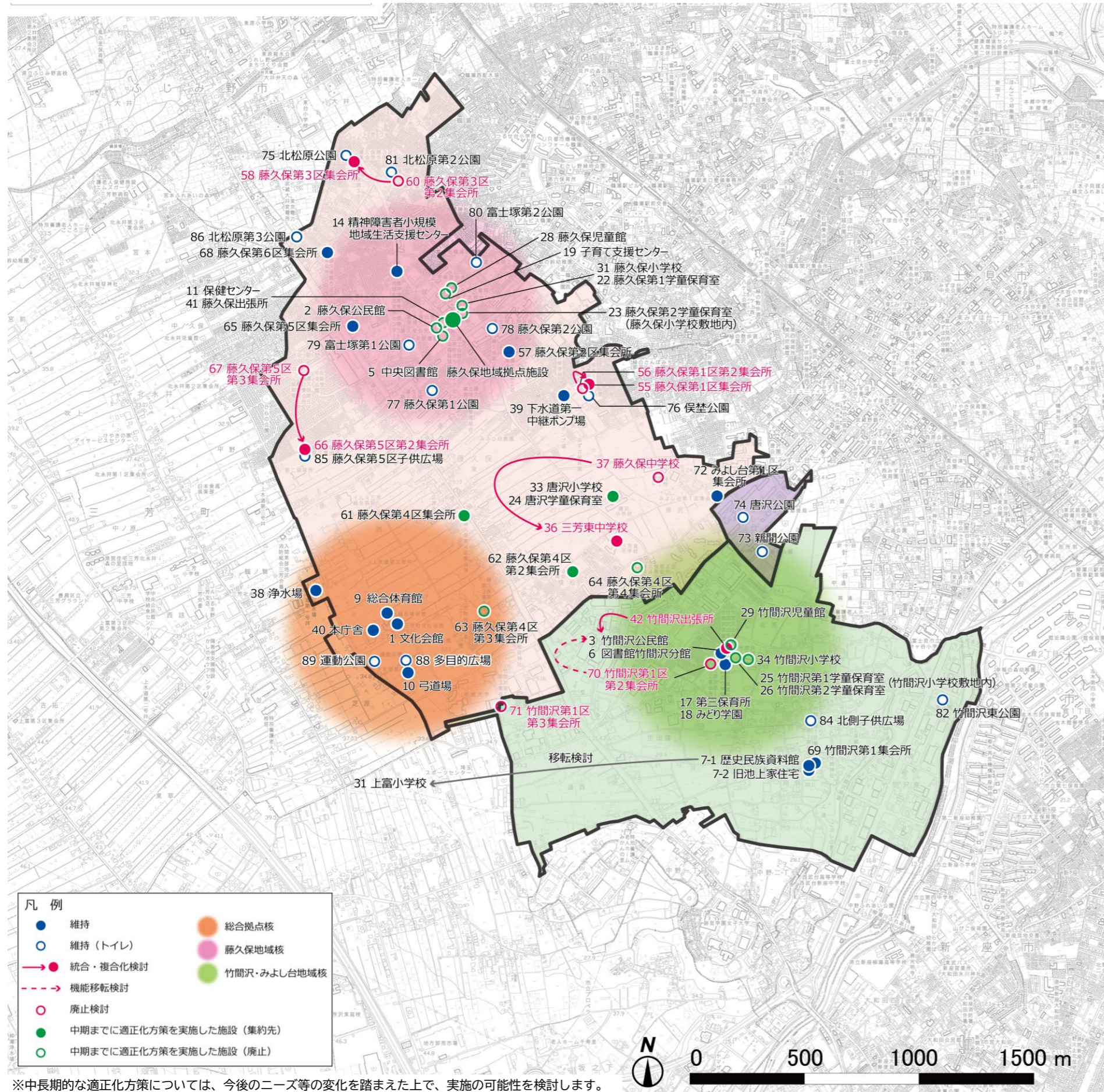


■再配置方策の実施方針（中期） ※適正化方策を実施した場合の施設配置



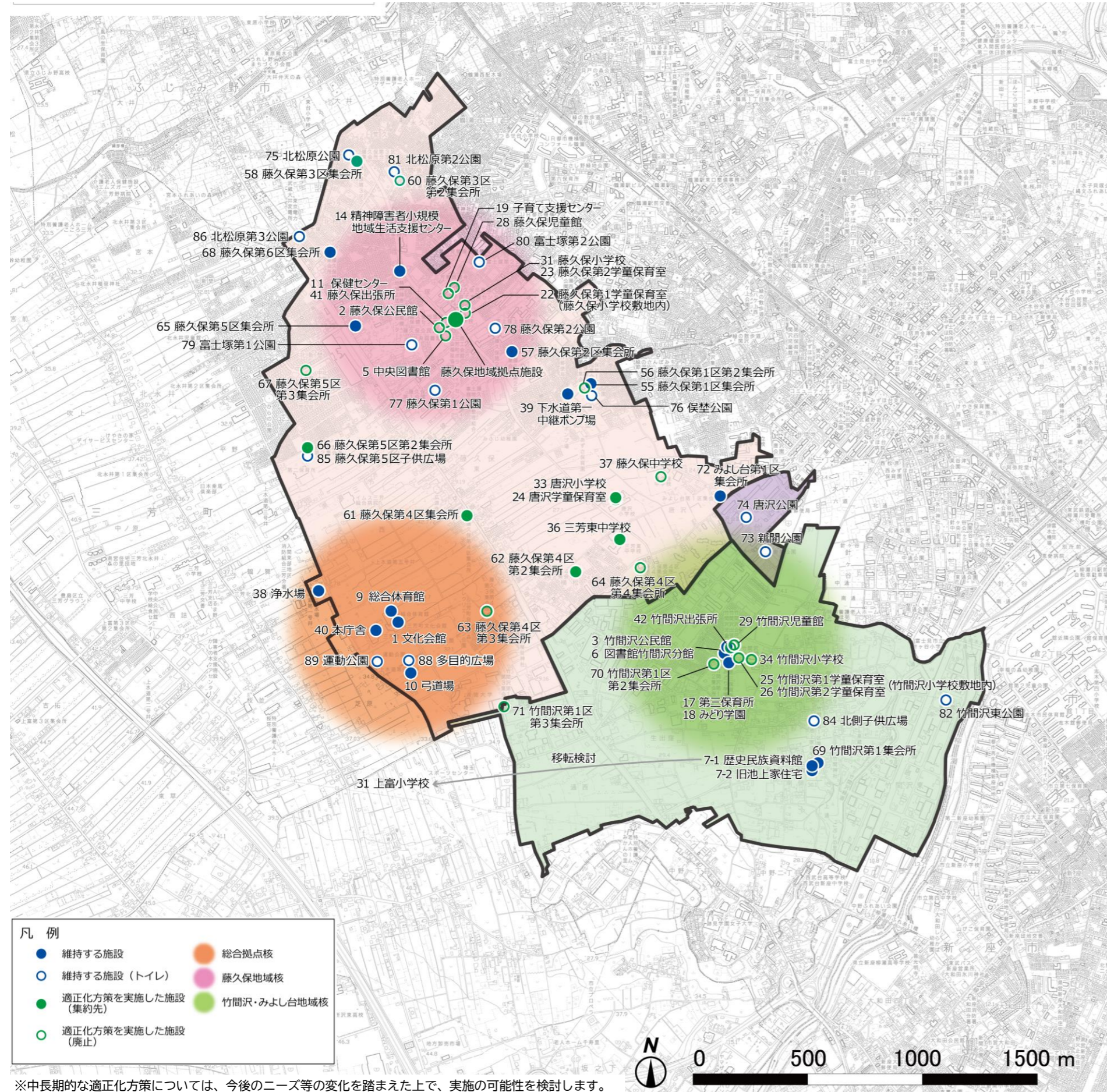
※中長期的な適正化方策については、今後のニーズ等の変化を踏まえた上で、実施の可能性を検討します。

■再配置方策の実施方針（長期） ※適正化方策を実施した場合の施設配置



※中長期的な適正化方策については、今後のニーズ等の変化を踏まえた上で、実施の可能性を検討します。

■藤久保、竹間沢、みよし台 公共施設将来配置図 ※適正化方策を実施した場合の施設配置



第6章 概算長期保全計画の概要

1. 概算長期保全計画の趣旨

長期的な視点から、公共施設の修繕・更新に「いつ頃、どの程度の費用が必要になるか」を概算として把握し、必要となる予算の見通しを立てることで、計画的な修繕・更新を実施していくため、概算長期保全計画を作成します。

2. 耐用年数の考え方

本計画では、「建築物の耐久計画に関する考え方」（日本建築学会）における考え方等を参考に、建物躯体や部位部材の物理的耐用年数を基本に構造種別の「耐用年数の目安」を下記の通り設定します。

また、「法定耐用年数」※を迎える段階で、社会情勢や施設の使用状況、機能面での不具合の有無、他の施設との機能連携による効果等をかんがみ、具体的な「適正化方策」の実施内容・実施時期を検討するものとし、必要性が認められる場合には、「耐用年数の目安」よりも早い段階で「適正化方策」を実施できるものとします。

ただし、複合化・統合等の他施設との関係の中で「適正化方策」の実施時期を検討する必要がある施設については、「法定耐用年数」以前や「耐用年数の目安」以後に「適正化方策」を実施する場合があります。なお、「耐用年数の目安」を超えて使用する必要がある場合には、躯体等の調査とともに十分な補修を行い、安全性を確保するものとします。

※法定耐用年数とは、固定資産税の減価償却費を算出するために税法で定められた年数であり、例えば RC 造、SRC 造の事務所用のものであれば 50 年、住宅用のものであれば 47 年とされています。

表：構造種別の耐用年数

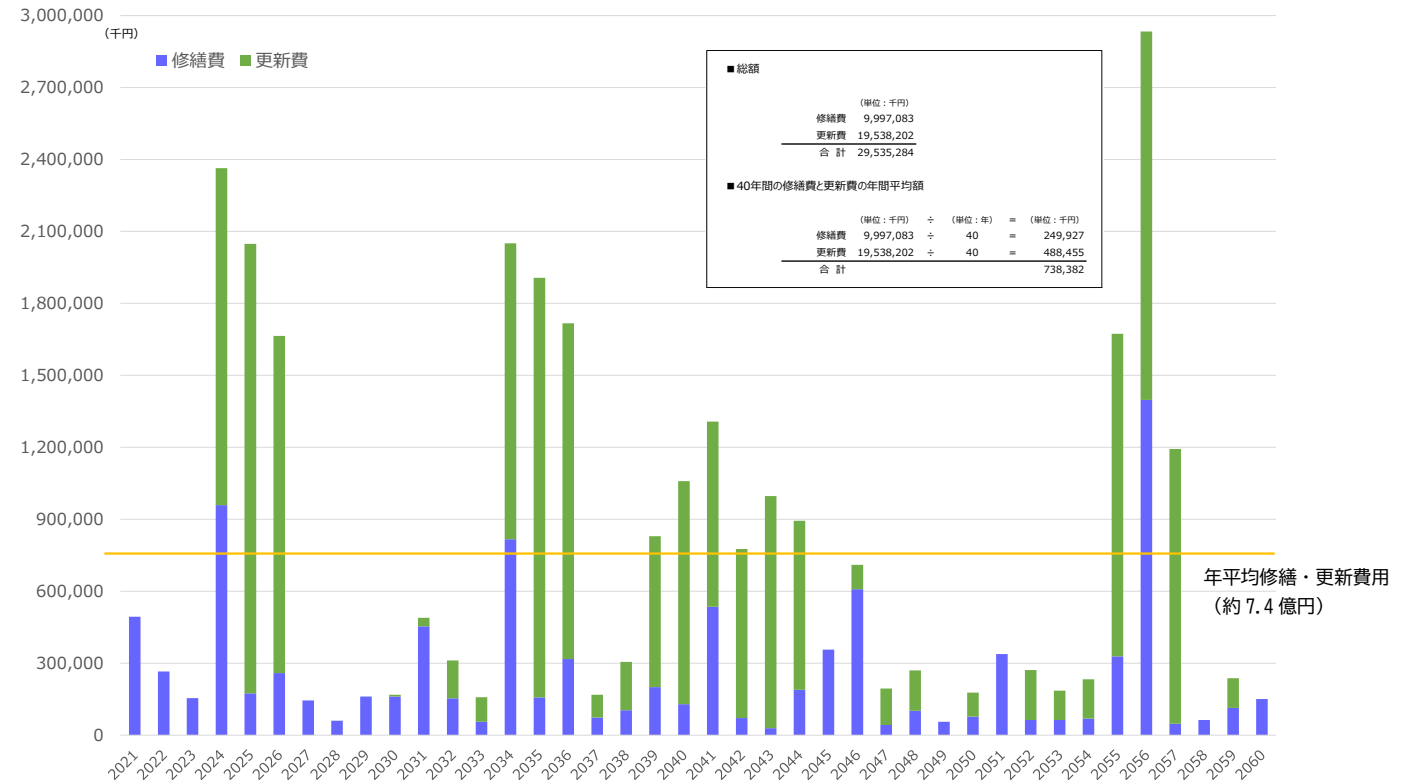
耐用年数	耐用年数の目安
構造種別	
・ RC (鉄筋コンクリート) ・ SRC (鉄骨鉄筋コンクリート) ・ S (重量鉄骨)	60 年間とする
・ S(軽量鉄骨) ・ W (木造)	50 年間とする
・ トイレ (RC)	60 年間とする
・ トイレ (CB, S)	50 年間とする
・ トイレ (既製品)	40 年間とする

3. 概算長期保全計画の概要

「一般財団法人地域総合整備財団（ふるさと財団）」の提供する「公共施設等更新費用試算ソフト」（平成 28（2016）年 1 月）等を参考に、用途別の更新費単価、修繕単価、主な部位別の修繕周期を設定し、長期的な修繕及び更新費用を求めました。

本計画における適正化方策を実施した場合、今後 40 年間で、累計約 295 億円（修繕費 100 億円、更新費 195 億円）、年平均で 7.4 億円（修繕費約 2.5 億円、更新費約 4.9 億円）のコストが見込まれます。

【概算長期保全計画における修繕・更新費用】



※廃止済み施設、企業会計施設は、除いて算出している。

4. 点検・修繕等の実施の考え方

今後の公共施設の維持・管理については、建物に問題が起きてから対処する「事後保全」ではなく、概算長期保全計画に基づいて、未然に修繕を行う「予防保全」を修繕の基本とします。

そのため、建築基準法で義務付けられた法定点検に加え、建物・設備等の現状を定期的に把握し、損傷箇所及び老朽度合いを確認できるよう、施設管理者を主な主体とする自主点検のための体制・仕組みの充実を進めます。

また、修繕については、屋根・外壁等の各部位で想定される更新周期を基本として、計画的に修繕を行うものとします。なお、大規模修繕を効率的に実施するために、同一施設内で修繕時期が近い対象部位がある場合には、できる限りまとめて工事を行う方針とします。

修繕の優先度に関しては次の順位で考えます。

第1「躯体に関するもの」:

屋根、外壁、躯体、その他躯体の健全性に関するもの

第2「建物の機能に関するもの」:

受変電設備等電気設備、空調、給排水等機械設備、その他運用上不可欠なもの

第3「建物の利用に関するもの」:

床、壁、天井等内部、その他美観や使いやすさに関するもの

第7章 適正化方策の効果検証

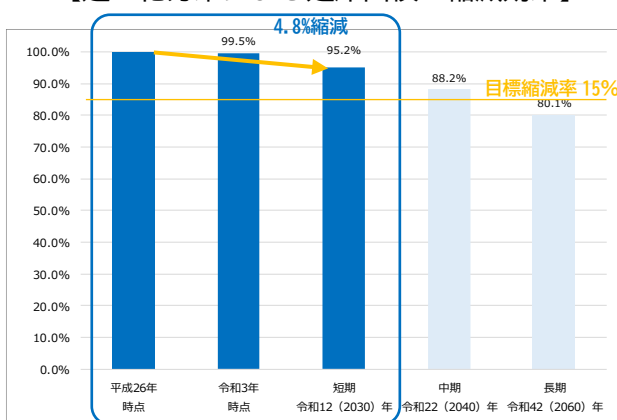
1. 目標に対する適正化方策の効果検証

1-1. 延床面積の縮減効果

前計画策定時から、令和3（2021）年3月末時点までに、約 447 ㎡の延床面積が縮減されています。さらに今後、適正化方策を実施することで、10 年間で約 3,968 ㎡の延床面積の縮減が期待できます。これにより、前計画策定時と比較して、保有する公共施設の延床面積が約 4.8%縮減されることになります。

また、中長期的に実施を検討している適正化方策を全て実施することで、今後 40 年間で最大約 17,752 ㎡の延床面積の縮減が期待できます。これにより、前計画策定時と比較して、保有する公共施設の延床面積が約 19.9%縮減されることになり、目標として掲げている 15%の縮減の達成が見込まれます。

【適正化方策による延床面積の縮減効果】



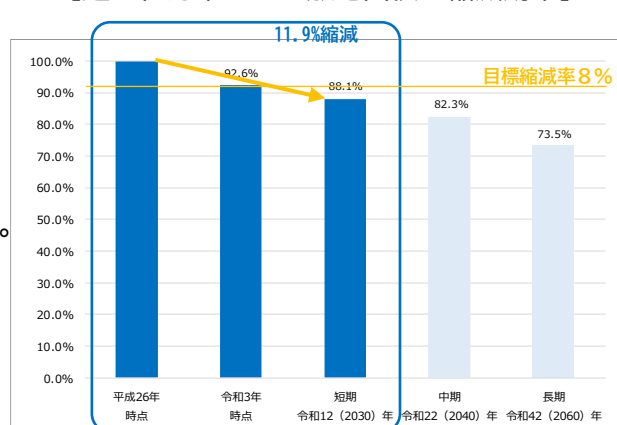
縮減効果	令和3 (2021) 年	短期 令和12 (2030) 年	中期 令和22 (2040) 年	長期 令和42 (2060) 年
延床面積 (㎡)	446.88	4,414.63	10,778.97	18,199.10
延床面積 (%)	0.5	4.8	11.8	19.9

1-2. 敷地面積の縮減効果

前計画策定時から、令和3（2021）年3月末時点までに、約 19,641 ㎡の敷地面積が縮減されています。さらに今後、適正化方策を実施することで、10 年間で約 11,739 ㎡の敷地面積の縮減が期待できます。これにより、前計画策定時と比較して、保有する公共施設の敷地面積が約 11.9%縮減されることとなります。

また、中長期的に実施を検討している適正化方策を全て実施することで、今後 40 年間で最大約 50,440 ㎡の敷地面積の縮減が期待できます。これにより、前計画策定時と比較して、保有する公共施設の延床面積が約 26.5%縮減されることになり、目標として掲げている 8%の縮減の達成が見込まれます。その一方で、敷地に関しては、別の用途での活用可能性等も検討することが求められます。

【適正化方策による敷地面積の縮減効果】



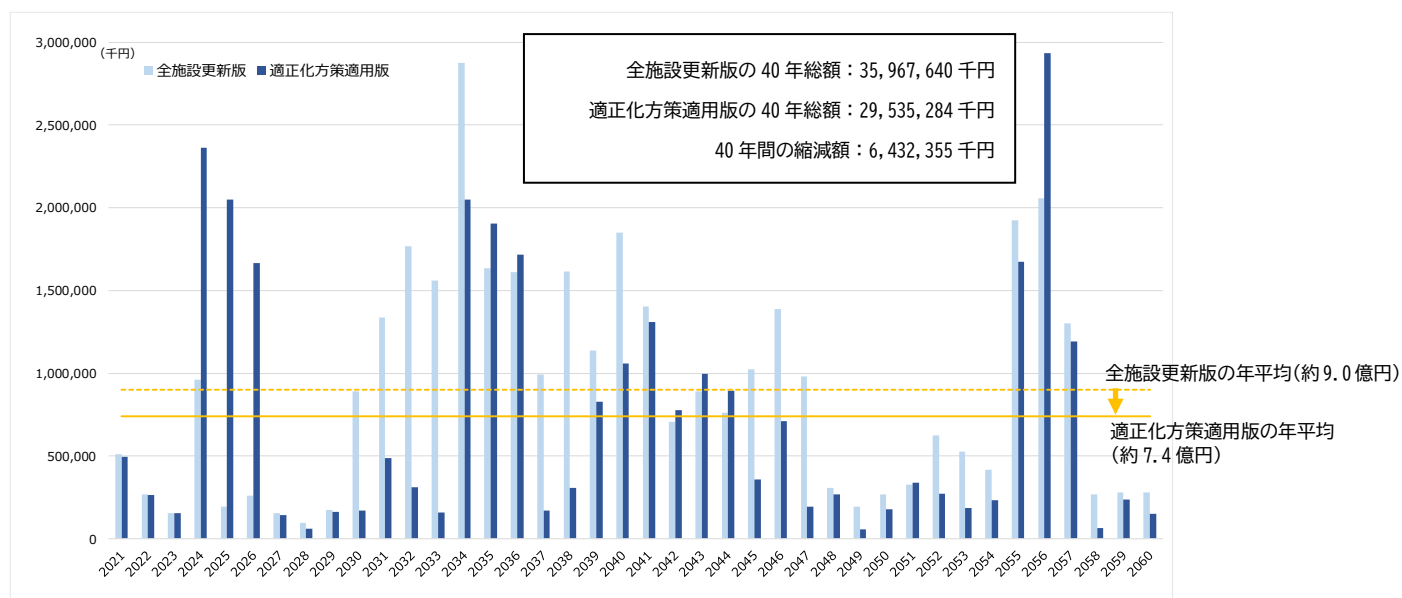
縮減効果	令和3 (2021) 年	短期 令和12 (2030) 年	中期 令和22 (2040) 年	長期 令和42 (2060) 年
敷地面積 (㎡)	19,641.43	31,380.14	46,921.49	70,081.43
敷地面積 (%)	7.4	11.9	17.7	26.5

2. 対策費用の縮減効果

2-1. 公共施設の適正化による修繕・更新費用の縮減効果

令和3（2021）年3月末時点で町が保有している公共施設全てを、従来通り更新した場合、今後40年間の修繕・更新費用は、約360億円になると推計されます。一方で、本計画で示した適正化方策を実施した場合、今後40年間の修繕・更新費用は約295億円になると推計され、約64億円の縮減効果が期待できます。

【適正化方策による修繕・更新費の縮減効果】



※廃止済み施設、企業会計施設は、除いて算出している。

全施設更新版：現在保有する全ての公共施設を、p68に示す「耐用年数の目安」を迎えた時点で、同規模の施設に建替えると想定した場合の修繕・更新費の試算
適正化方策適用版：分野別計画で示した適正化方策を実施した場合の修繕・更新費の試算

2-2. 公有地の活用

適正化方策実施後の土地については、売却や貸付等による活用可能性を検討します。特に市街化区域内の敷地や規模の大きい敷地は活用の可能性が見込めます。

これまでも、第二保育所や清掃工場の敷地は貸付を行っています。特に清掃工場については、有償での貸付けを行うことを予定しています。

第8章 公共施設マネジメントの推進方策

1. 財源確保対策

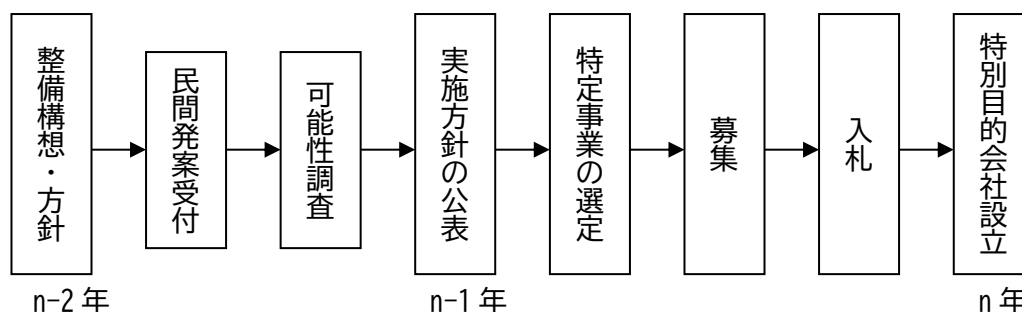
1-1. 大規模施設の更新手法

大規模施設の更新、改修には、多額の費用を要することとなります。そのため、大規模施設の更新については、計画的に検討を進める必要があります。その際には、あらゆる補助金の活用を検討するとともに、官民連携による負担軽減の検討を図っていく必要があります。これにより、一時的な投資を分散させ、健全な公共施設マネジメントの実現に寄与するものと考えられます。

【PFI 事業の考え方（参考）】

施設の更新を検討する際に、規模がある一定を超えるものについては、PFI 事業方式による整備手法を検討します。少なくとも検討に際しては、2年ほどの期間が必要であると考えられるため、計画的に準備を進めていかなければなりません。

なお、整備構想・方針から契約に至るまでには、以下のような流れが想定されます。



(想定される施設整備例)

学校施設整備、複合施設整備、庁舎施設整備

1-2. 公共施設マネジメント基金の運用

公共施設マネジメントの投資は長期的かつ多額の財政負担が求められます。また、不測の事態による改修等、財政状況が厳しい中でも柔軟に対応できる体制が必要と考えられます。公共施設マネジメント基金への計画的な積立により財源を確保し、公共施設マネジメントにおける財政負担の平準化に取り組めます。また、次のような方法により積立財源の確保を図ることが考えられます。

【借地解消によるコスト軽減分の基金積立】

平成31(2019)年3月末時点での借上地面積は、約65,380㎡となり、その賃借料は年間、約56百万円となっています。この賃借料も施設を維持する上での固定的な財政負担となっていることから、施設更新時には返却、換地等の適切な措置を行い、施設の更新、統合により返却が可能となったものについて、その賃貸借費用をそのまま基金に積立てていくことで、それまでの財政負担内での基金拡張につなげていきます。

【財産の売却・賃貸による基金の積立】

施設の複合化や統合の推進は、売却可能な資産を生み出すことにつながります。この資産を売却、もしくは賃貸することで生まれた資金を基金に積み立て、他の施設を更新、改修するための資金としていきます。

2. 公共施設マネジメント運用体制

健全な公共施設マネジメントを実現する上で、運用手順や組織体制を整え、計画の進捗を一元的に管理する体制が必要となります。

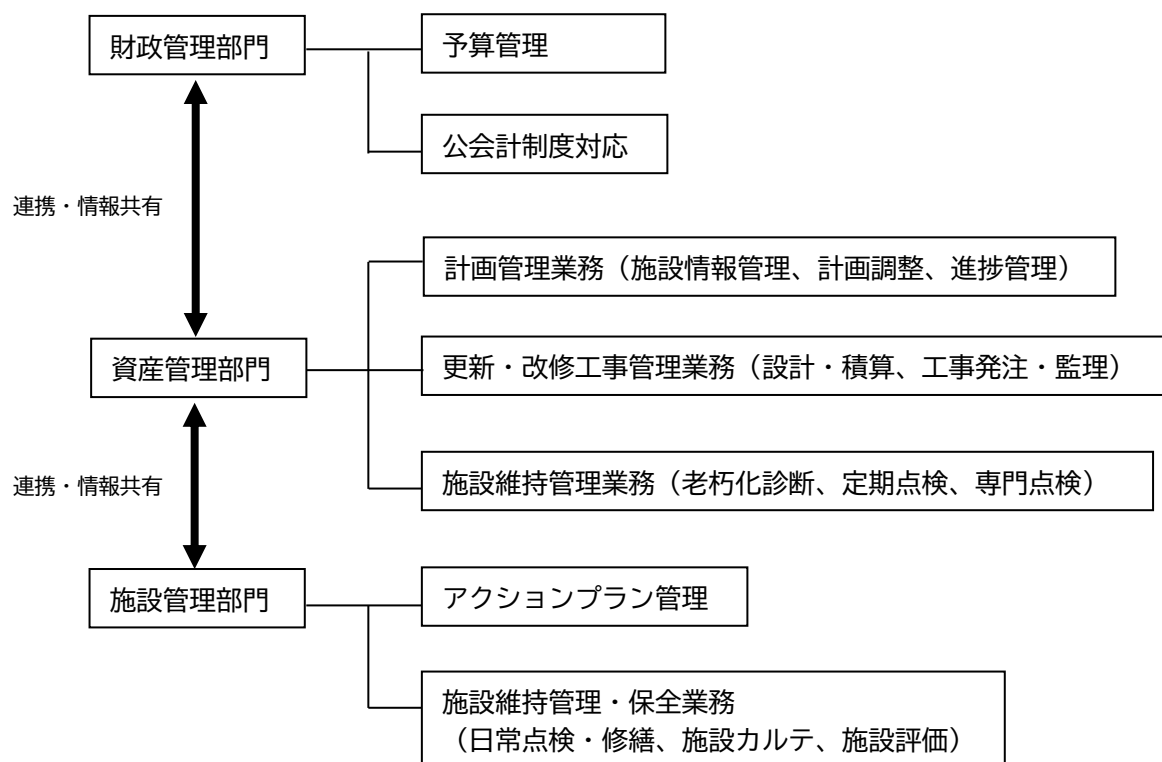
2-1. マネジメント運用体制の構築

公共施設マネジメントの運用に際しては、各種研修を実施し、公共施設等の最適化への共通認識、効率的な運営、施設の利活用手法等に向けた職員の意識改革を図る必要があります。

その上で、組織横断的な公共施設マネジメント管理体制を構築していかなければなりません。計画の管理や工事管理、施設維持管理を着実に遂行するため、専門的な資産管理部門の設置が望まれます。資産管理部門の設置までは、本計画策定に向けた検討も行っていった推進会議を活用し、全庁的な取組体制を維持していきます。

【資産管理部門】

改修・更新工事では、専門性が求められる業務であるため、技能を有する職員の配置が求められます。しかし、技能を有する職員も少数であり、研修等による人材育成に取り組むとともに、人員の確保が難しい場合には、業務委託を活用した運用体制を検討していかなければなりません。



2-2. 情報管理・共有

公共施設マネジメントを進めるにあたり、関連する情報を集約し、一元的に管理することが総合的で計画的な管理を進める上では必要となります。各施設の情報を体系化し集約する仕組みを構築し、工事履歴をはじめとした維持管理・保全業務にかかる情報を蓄積するとともに、新公会計制度との連携が可能な資産台帳として整備します。

2-3. 各施設の点検・評価

(1) 点検体制の整備

施設の予防保全的修繕を実施するために、点検による状態把握が重要となります。そこで、簡易的な点検による日常点検を実施するため、その点検項目等を整理し、職員が実施できるものとしします。

(2) 施設カルテの管理

各施設所管課における継続的な管理を実現するために、毎年度施設カルテの更新を行う等、アクションプランを進める上でも、施設の状態を把握する必要があります。毎年度の状態を把握することで、計画遂行の問題を早期に発見し、対応していくことが可能になると考えられます。また、各施設における修繕対応等の詳細な進捗状況は各施設管理部門で管理し、計画の実行性を高める必要があります。

(3) 施設評価

人口の増減や求められるニーズの変化等、様々な要因で施設の利用状況は変化します。そこで施設の設置効果を検証するとともに、施設のあり方を随時見直していくことが必要となります。施設評価の基準を設け、上記カルテ等による評価を実施し、評価結果を資産管理部門に集約する仕組みを構築します。

2-4. 計画の進行管理

(1) アクションプランに基づく適正化方策の実施

本計画で示された方向に基づき、短期的に行う具体的な実施内容を計画化するアクションプランを策定します。アクションプランでは、各年度必要と想定される修繕・更新費用を示し、毎年度の適正化方策の進捗管理を行い、実施状況を評価・検証します。アクションプランの遂行にあたっては、全体的な調整が必要な部分もあるため、進捗状況を資産管理部門で集約する体制も必要となります。

また、本計画の中間見直しに合わせて、第2期のアクションプランについても検討し、社会情勢の変化を踏まえた適正化方策の見直しを行います。

(2) 自主メンテナンスが可能な修繕計画

短期的な修繕計画については、施設の所管課で管理更新が可能な統一フォーマットを作成し、点検や評価に応じて、計画を毎年度ローリングしていく仕組みを構築していきます。

(3) 基本計画の修正

本基本計画は40年と計画期間も長く、その間に社会情勢や財政状況等、様々な変化が予想されます。様々な診断、点検の結果の分析や施設の評価分析等により随時アクションプランを修正するとともに、5年ごとに基本計画全体を検証する機会を設け、中長期的な公共施設マネジメントの方針についても見直します。検証の結果、必要に応じて修正を加えながら、時代の変化に対応した公共施設マネジメントを推進していきます。